

## 明治期日本の大農場における経営・技術思想

### ― 品川弥二郎所有・北海道農牧場の人的関係分析から ―

池田 さなえ

はじめに

本稿は、明治期の政治家・品川弥二郎が所有した北海道農牧場について、その経営・技術的側面を明らかにすることで、同農牧場の国政史上の意義を考えるものである。

筆者は以前、品川弥二郎の京都別荘・尊攘堂を中心とした人的ネットワークの分析を行ったことがある<sup>1</sup>。ここでは、品川のもとに残る種類の異なる史料を横断的に用い、京都・尊攘堂という一拠点に引き寄せられた人びとを概観する方法を提起した。本稿ではその実践を受けて、品川の他拠点について異なる分析視角から検討する。

その分析視角とは、経営・技術選択に見られる思想への注目である。具体的には、農牧場経営を支えた人的関係上の特徴、および農牧場における現業を支えた人的関係上の特徴を析出することで、経営方針と技術選択のあり様を解明し、農牧場における経営・技術思想を読み解く。

品川の所有した北海道農牧場は、研究史上は「華族農場」と呼ばれるものの一つである。明治期における華族も含めた有力者による大農場は、一九七〇年代頃までは地主制研究の対象であった。しかし、

八〇年代以降地主制研究が停滞すると、これに代わり農業技術面の解明に関心が移った。大農場研究は、この中ではほとんど取り残された領域になり、「華族農場」として華族財産研究の中でわずかに命脈を保つのみとなった。ここでは技術面での位置づけはほとんど問題とされず、新たに展開する農業史との接点が見えにくくなっている。勝部眞人が技術の問題を地主制、特に小作人の位置から捉え返した<sup>2</sup>ことを、大小様々な地主の側からも行ってみる必要があるだろう。

農業全般における技術面では、明治初年には欧米農法（「泰西農法」）の直輸入政策が盛んに推進されたもののやがて行き詰まり、かわって老農を起用して在来農法を見直す政策（「老農農法」）へと転換するが、後に駒場農学校を卒業した新進の農学士たちにより老農の経験主義が克服され、科学的・近代的な「学理農法」が広まるとされる<sup>3</sup>。この「老農農法」から「学理農法」への端境期がちょうど明治二〇年代～三〇年代頃である。もちろん、これ以降も「老農農法」で生産量を増加させている地域はあるし、これ以前の「泰西農法」直輸入とされる時代にも、老農を排するものではなかったことや、在来農法や農具等の調査も併行して進められていたことは知られている<sup>4</sup>が、大筋としては

右の理解を大きく覆すものではないだろう。

一方、大農場については、一般的には明治三〇年代以降「資本家的大農場」は「小作制大農場」へと変遷するというように理解されてきた。<sup>5</sup>このうち「資本家的大農場」では、技術的には「泰西農法」が直輸入的に用いられたことが知られている。<sup>6</sup>が、「小作制農場」でいかなる技術が選択されたかは十分問われていないように思われる。旗手勲氏は「小農技術」すなわち「小農的な生産構造の変更を必要とした品種改良や肥料増投という、労働集約的な……技術改革」<sup>7</sup>が行われたというが、明治二〇年代においては「小農技術」と呼ばれるものの中にも大きく分けて特徴的な二つの潮流が存在したこと、それが前掲の「老農農法」と「学理農法」であり、学界を揺るがす論争にもなっていた<sup>8</sup>ことを踏まえるならば、各大農場がそれぞれのような「小農技術」を採用していたのかという点は無視してならないように思われる。

本稿が大農場における技術選択を問題とするのは、以上のような理由による。一方で、大農場を考える上では、直営・分散委託という経営方式上の特徴だけでなく、その経営を支えた資金の特徴も問われなければならない。その意味において、地主制研究で用いられてきた「資本家的大農場」や「小作制大農場」という類型についても無条件に前提とするわけにはいかないだろう。

このような観点から、本稿では、「小作制大農場」に位置づけられる農場の中でも、品川弥二郎が明治二〇年以降に段階的に取得した北海道農牧場を対象として、経営・技術の両側面における特徴を分析することとした。

品川家の北海道農牧場のような華族農場に関する研究は、特に大名華族の所有農場に関して発展してきた。<sup>9</sup>一方で、品川のような勲功華族に関しての研究は少ない。勲功華族の所有農場が大名華族らのそれと比較して小規模であること、「勲功華族」と一括りにされるがその内実は非常に多様な人びとから成っていたことなど、様々な事情により扱いにくい対象であったためと考えられる。

そのような中で、栃木・那須野の華族農場に着目した斎藤清伸の研究<sup>10</sup>、同じく那須野における青木周蔵の農場経営を検討した坂根義久の研究<sup>11</sup>、仁禮景範の塩田・北海道農場経営を検討した井奥成彦・浜野潔の研究<sup>12</sup>は貴重な先行研究である。特に井奥・浜野の検討した仁禮は、息子に専門的な農業教育を受けさせ、彼に経営を任せられるようになるまで管理人を置いていたという点で、品川家の事例と類似しており示唆に富む<sup>13</sup>。

浜野によれば、勲功華族が農場経営を行うのは「家門永続資金」運用のためという目的<sup>14</sup>に加えて、明治一九（一八八六）年の華族世襲財産法により華族の資産管理が義務付けられたことによるという。

品川は、明治一七年の華族令により爵位を授けられた初期勲功華族三二人のうちの一人であり、この中でも大規模な土地を所有し、資産運用を図っていた二二人のうち一人であるという点で、品川家の農場は典型的な勲功華族による大農場経営であるといえよう。一方で、品川は子爵であり、際立って家門永続資金が多かったわけでもないことを考えるならば、家門永続資金運用、華族世襲財産法への対応という、勲功華族一般に適用される説明のほかに、品川における固有の事

情を考えねばならぬだろう。



以下、本稿ではまず第一・二章において品川家の北海道農場について基礎的な情報を確認し、第三章で同農場における人的関係を概観する。これに基づき、第四・五章で同農場における経営・技術の両側面における人的関係を検討し、そこに流れる思想を読み取る。

なお、品川家北海道農場に関しては、同時代史料では「千岱野牧場」との呼称が見えるが、後述するように品川家は北海道に牧場のみならず田畑も所有し農業も行っていったことから、本稿ではこれ以降、品川家が北海道に所有した土地については「品川家北海道農場」とし、同時代史料における用例を引用する際のみ、史料の表記に従うこととする。

史料の引用については、読みやすさを考慮して適宜句読点を補う。類出する史料には、以下の略称を用いる。尚友倶楽部品川弥二郎関係文書編纂委員会編『品川弥二郎関係文書』第一〜八巻（山川出版社、一九九三年・一九九四年・一九九五年・一九九八年・一九九九年・二〇〇三年・二〇〇九年・二〇一七年）↓『品川文書』巻数、国立国会図書館憲政資料室所蔵「品川弥二郎関係文書（その1/2）」書簡の部「品川弥二郎関係文書（その1/2）」書簡の部「品川文書1/2」書簡」↓「品川文書1/2」書簡」↓「品川文書1/2」書簡」↓「品川文書1/2」書簡」資料番号。憲政資料室所収の品川家北海道農場に関する史料は、後掲表1の「大分類」↓「小分類」の形式で表記する。また、註に関しては、原則として一次史料の作成年は元号で、研究書・論文の刊行年は西暦で表記する。書簡の年代は、収録されている史料集および筆者の推定に基づくものには丸括弧を付す。

## 一 品川家北海道農場

### (1) 品川家北海道農場の創設

最初に、品川家北海道農場について確認する。管見の限りではあるが、同農場に言及した文献は、戦前に刊行された品川弥二郎の伝記のみである。村田峯次郎著『品川子爵伝』によると、品川家が北海道渡島国爾志郡乙部村（1参照）に所有した農場で、広さは約七〇〇町歩であるという<sup>15</sup>。明治二八（一八九五）年三月の調査によると、「千岱野牧場」の所有物品・家畜等は2の通りである。同農場は、品川の死後、農商務省畜産課に奉職していた息子・弥一の代に完成し、彼が同職を辞して牧場経営に専念する中で大いに開発が進んだものと思われる<sup>16</sup>。

しかし、「品川文書1」書簡」に収められている「千岱野牧場」に関する書類（表1）を踏まえると、これが品川家北海道農場の全容を示すものではないと思われる。

そこでまず表1収録の史料群をもとに、品川弥二郎が北海道に取得した土地の全容を可能な限り明らかにした上で、「千岱野牧場」とはそのうちのどの部分を指すのかを明らかにする必要がある。

品川が北海道に所有した土地の大部分は、もと開拓使の保護会社「開進会社」の所有地であった<sup>17</sup>。開進会社とは、明治二二年八月二日、和歌山県土族岩橋轍輔<sup>18</sup>を發起総代として設立<sup>19</sup>され、翌年一月一日に開業<sup>20</sup>した共同開拓のための結社であった。開進会社の設立から解散に至るまでの顛末は、高倉新一郎の研究により概ね明らかにされて

表1：品川家北海道農牧場関係史料一覧

大分類	資料番号	史料群名	小分類	史料名	備考
(1)	R56-1197	千岱野牧場関係書類	①	明治(23)年6月15日付品川弥二郎宛片岡政次書翰	
			②	明治23年6月4日付「北海」切抜	(1)-①の添付書類。記事は「郡制」、「短評」(桔梗野事件につき)
			③	年月日不肖「北海」切抜	(1)-①の添付書類。記事は「桔梗野牧場私下事件」
			④	明治23年6月6日付(「北海」)切抜	(1)-①の添付書類。記事は「短評 道庁理事官」、「衆議院議員選挙法罰則補則」
			⑤	明治23年6月13日付「北海」切抜	(1)-①の添付書類。記事は「短評 鹿城人士の恥辱」、「郡制」?
			⑥	[書付]	「明治二十三年九月/千岱野牧場 耕作并小作表(品川筆カ)」と書込有
			⑦	[牧場概要]	農商務省野紙。牧場の設備、構造、飼畜の概要、飼育方法など
			⑧	借用証書写	明治21年12月31日付で、片岡が品川の代理として松岡護から700円を拝借しているもの等
			⑨	明治28年12月11日付品川弥二郎宛太田伊八書翰	
			⑩	明治28年12月17日付品川弥二郎宛太田伊八書翰	封筒表裏に品川の筆跡で「千岱野一紙」と書込有
			⑪	(明治20年)5月19日付品川弥二郎宛片岡政次書翰	
			⑫	明治29年7月21日付品川弥二郎宛太田伊八書翰	封筒表裏に品川の筆跡で「(北海道報告)」と書込有
			⑬	明治20年8月12日付品川弥二郎宛片岡政次書翰	
			⑭	明治23年9月4日付品川弥二郎宛片岡政次書翰	
			⑮	[図表]	小作人ごとの「播種反別表」、「人員表」、「小作農年中行事一班」、小作関係歳出歳入表、小作小屋図面
			⑯	明治28年3月13日付品川弥二郎宛片岡政次書翰	封筒裏に品川の筆跡で「(廿八年三月)/〇千岱野牧場現況一班」と書込有
			⑰	乙部村千岱野牧場現況一班	(1)-⑯の添付書類
			⑱	千岱野牧場財産目録一覧	明治27年12月31日調。封筒裏に品川の筆跡で「廿八年片岡政次請取/乙部千岱野牧場/廿七年十二月調査」と書込有
			⑲	土地貸下願	控カ。明治20年付。封筒の日付は「十一月十五日」
			⑳	乙部村所有地並二貸下願地略図	(1)-⑲に同封
			㉑	明治20年10月付添田郡長宛片岡政次書翰	(1)-⑲に同封
			㉒	明治(20)年11月15日付品川弥二郎宛片岡政次書翰	(1)-⑲に同封
			㉓	新願地実測図	封筒表に「千岱野牧場関係」と書込有
(2)	R79-1622-3	借金明細他		[三井物産会社函館支店より片岡政次借用金額一覧]	
(3)	R84-1736-1	千岱野牧場関係書類	①	[封筒]	(封筒表)「木第七七号/品川弥二郎殿へ貸金之義/大野農場/千岱野牧場一件/三井物産勘定書/勘定済ミ書類(品川筆)」(封筒裏) 亀田郡大野農場/勘定済ミ書類 三井物産勘定書/乙部村千岱野牧場一紙(品川筆)
			②	借用証	明治20年11月15日付、(差出)品川弥二郎代片岡政次、(受取)三井物産会社松岡護、大きく「返済済 やじ」と上書き有
			③	片岡政治殿貸金利息追調	明治20年11月15日付、三井物産会社函館支店調製、1枚
			④	片岡政治貸金利息調	明治20年10月29日付、三井物産会社函館支店調製、4枚
			⑤	品川殿代片岡政治氏渡金	明治21年10月付、三井物産会社函館支店調製、1枚
			⑥	片岡氏貸金調	明治20年12月付、三井物産会社函館支店調製、1枚
			⑦	借用証	明治20年12月30日付、(差出)品川弥二郎代片岡政次、(受取)三井物産会社松岡護、大きく「返済済 やじ」と上書き有
			⑧	借用証	明治21年10月31日付、(差出)品川弥二郎代片岡政次、(受取)三井物産会社松岡護、大きく「返済済 やじ」と上書き有
			⑨	御立換金並利子勘定書	明治21年5月付、三井物産会社調製、品川弥二郎宛
			⑩	[領収書]	年不詳3月22日付、(差出) 姉小路公義、宮内省用箋、金700円(独逸国留学生山本俤二郎行)
			⑪	御立換金勘定書	明治20年10月31日付、三井物産会社調製、品川弥二郎宛
			⑫	御立換金勘定書	明治20年10月31日付、三井物産会社調製、品川弥二郎宛
			⑬	御立換金利息勘定	明治20年12月31日付、三井物産会社調製、品川弥二郎宛
			⑭	御立換金並利子勘定書	明治22年3月付、三井物産会社調製、品川弥二郎宛
			⑮	三井物産会社及内蔵寮ノ領収証	領収書19枚封入
			⑯	御立換金勘定書	明治19年3月5日付、三井物産会社調製、品川弥二郎宛
(4)	R84-1736-2	千岱野牧場関係書類	①	[封筒]	「本願寺関係/北海道乙部村開墾地譲渡証書/一件/[ここから品川筆] ヒヤシ/明治廿七年三月三十一日夜小田仏乗九段ニ来訪、乙部開墾地/ハ今日限り破談[切レ] 金ハ後日持参[切レ] 納シテ可然トノ事談決ス」と表書
			②	譲渡証	控カ。明治24年付、片岡政次、証人品川弥二郎署名有
			③	渡島国爾志郡乙部村所有財産調書	(3)-②の添付書類カ
			④	譲受約定証	控カ。明治24年付
			⑤	五年度明治廿四年千岱野牧場上半季出納表/同経費明細簿	品川の筆跡で「廿五年一月山下官舎やじ」と書込有
			⑥	[乙部村千岱野牧場面積・土地利用一覧]	
			⑦	American Trotting Register	証明書

(5)	R84-1736-3	千岱野牧場関係書類	①	〔封筒〕	(封筒表)〔品川筆〕◎千岱野測量図/北海道 書類/二十三年春/二十三年/〔ここから別人の筆跡〕品川顧問官殿 樞密院書記官/親展(封筒裏)〔品川筆〕北海道事業/二十三年春 書類/千岱野測量図
			②	明治29年4月11日付品川弥二郎宛片岡政次書翰	
			③	乙部牧場小作人心得草案	伊東松太郎作成、明治20年7月起稿、同年10月31日脱稿、(1)~(2)の別紙
			④	千岱野牧場廿七年度前半期会計報告	
(6)	R85-1742-1	坂本柴門	①	昭和(3)年10月26日付時永浦三宛坂本柴門書翰	
			②	品川家御所有地内道路敷地ノ為ニ分割シタル土地調	(6)-①に同封
			③	渡島国爾志郡乙部村〔図面〕	(6)-①に同封
(7)	R85-1742-2	坂本柴門	①	昭和(3)年10月1日付時永浦三宛坂本柴門書翰	
			②	〔分筆前反別一覧〕	(7)-①に同封
			③	土地家督相続ニ付登記申請	昭和3年9月24日付受付印有
			④	地目変更ニ付登記申請	昭和3年9月24日付受付印有
(8)	R85-1742-3	坂本柴門	①	昭和3年10月15日付時永浦三宛坂本柴門書翰	
(9)	R85-1742-4	坂本柴門	②	〔別紙〕	(8)-①に同封。登記関係不明点書付
(10)	R85-1742-5	坂本柴門	①	昭和(3)年7月23日付時永浦三宛坂本柴門書翰	
			②	昭和(3)年7月13日付時永浦三宛坂本柴門書翰	
(11)	R85-1742-6	坂本柴門	①	土地分筆ニ付登記申請	昭和3年9月24日の受付印有
			②	昭和(3)年11月4日付坂本柴門宛時永浦三書翰写	(10)-①に同封
			③	昭和(3)年10月29日付時永浦三宛坂本柴門書翰	(10)-①に同封
			④	馬匹調	(10)-①に同封、昭和3年9月調
			⑤	〔小作台帳原稿〕	三越製便箋26枚
(12)	R85-1742-7	坂本柴門	①	昭和三年度収支予算〔写〕	便箋。昭和3年7月20日付。端書に「本書ハ昭和三年十一月廿六日坂本へ返ス」と書込有
			②	八月四日発信質問事項	三越製便箋。小作料に関する質問事項を列挙したもの
			③	昭和(3)年7月22日付時永浦三宛坂本柴門書翰	
(13)	R85-1742-8	坂本柴門	①	重複関係次第	北海道庁用箋。所有権の重複して登録された箇所についての通知
			②	昭和(3)年7月4日付時永浦三宛坂本柴門書翰	
			③	昭和(3)年6月21日付時永浦三宛橋本清吉書翰	
			④	昭和(3)年6月25日付時永浦三宛橋本清吉書翰	
			⑤	土地処分図	
			⑥	爾志郡乙部村大字乙部村土地連絡図	
			⑦	土地処分図	
			⑧	爾志郡乙部村大字乙部村土地連絡図	
			⑨	土地処分図	
(14)	R85-1742-9	坂本柴門		昭和(3)年7月8日付時永浦三宛坂本柴門書翰	
(15)	R85-1742-10	坂本柴門		昭和(3)年9月22日付時永浦三宛坂本柴門書翰	
(16)	R85-1742-11	坂本柴門		昭和(3)年9月12日付時永浦三宛坂本柴門書翰	
(17)	R85-1742-12	坂本柴門	①	昭和(3)年6月27日付時永浦三宛坂本柴門書翰	
			②	昭和3年7月2日付時永浦三宛坂本柴門電報	
(18)	R85-1744	牧場処有関係疑点及総面積	①	〔封筒〕	(封筒表)「牧場処有関係疑点及総面積/十一月二十二日坂本へ再調希望事項」と書込有
			②	第三回書状ヲ見タル後/昭和二年十一月二十二日坂本ニ再調ヲ要求セシ事項	三越製便箋4枚。所有関係に関する疑点点を列挙したもの
			③	昭和二年十二月八日松尾豊次氏ニ調査依頼事項	三越製便箋1枚
			④	〔牧場所有関係覚書〕	三越製便箋4枚
			⑤	乙部村処有地ノ関係	三越製便箋6枚
			⑥	図面ト登記トノ比較	三越製便箋5枚
			⑦	坂本処有現在開墾田面積	便箋1枚
(19)	R85-1745	面積調	①	〔封筒〕	(封筒表)面積調、(封筒裏)時永浦三/東京市外代々幡町代々木初台六三三/小田原急行代々木八幡駅下車八幡裏
			②	〔品川家所有農牧場一覧〕	三越製便箋11枚
			③	牧場面積調	便箋3枚、(端書)「昭和三年四月五日平松貞三郎へ示セシモノ」
(20)	R85-1739-1	平松貞三郎書翰		昭和(3)年6月24日付時永浦三宛平松貞三郎書翰	
(21)	R85-1739-2	平松貞三郎書翰		昭和(3)年7月14日付時永浦三宛平松貞三郎書翰	
(22)	R85-1740	内藤勝三郎書翰		昭和(3)年10月27日付時永浦三宛内藤勝三郎書翰	
(23)	R85-1741	大垣勝太郎書翰	①	設計調査日数予定表	
			②	設計調査費予算	
			③	昭和(3)年9月4日付時永浦三宛大垣勝太郎書翰	北海道庁用箋、タイピングされたもの

(24)	193	〔函館県亀田郡大野村農場地報告〕	①	明治(18)年6月4日付品川弥二郎宛片岡政次書簡(写)	
			②	明治(18)年7月4日付品川弥二郎宛片岡政次書簡(写)	
			③	明治(18)年8月10日付品川弥二郎宛片岡政次書簡(写)	
			④	明治(18)年9月2日付品川弥二郎宛片岡政次書簡(写)	
			⑤	〔大野農場図面〕	(24)～④の添付書類
(25)	194	明治24年大野農場出納表・収支明細簿	①	〔元開拓使勸業七重試験場・大野村養蚕場・桔梗村牧羊場全図〕	
			②	七年度明治廿四年大野農場出納表 収支明細簿	表紙に「廿五年一月 山下町ニテヤビノ片岡ノ請取」と書込有
(26)	195	元開進会社乙部村開墾地調			
(27)	196	片岡政次書簡		明治20年10月19日付品川弥二郎宛片岡政次書簡	2通
(28)	197	北海道開墾地総勘定調	①	借用証	(差出人)片岡政次、(受取)三井物産会社松岡譲
			②	御立換金并利子勘定書	明治24年4月付、(差出)三井物産会社勘定方、(受取)品川弥二郎
			③	記	明治24年4月28日付、(差出)三井物産会社勘定方、(受取)品川弥二郎
			④	記	明治24年4月30日受取
			⑤	証	明治22年1月28日付、(差出)片岡政次、(受取)松岡譲
			⑥	記	明治22年1月28日付、片岡政次作成
			⑦	証	明治22年4月22日付、(差出)片岡政次、(受取)三井物産会社松岡譲
			⑧	証	明治22年7月30日付、(差出)片岡政次、(受取)三井物産会社松岡譲
			⑨	借用証	明治21年12月31日付、(差出)品川弥二郎代片岡政次、(受取)三井物産会社松岡譲
			⑩	片岡氏渡金	明治21年12月31日付、(差出)三井物産会社函館支店、(受取)片岡政次
			⑪	証	明治23年10月8日付、(差出)片岡政次、(受取)三井物産会社松岡譲
			⑫	品川弥次郎殿貸金	明治23年10月8日付、三井物産会社函館支店勘定方作成
(29)	198	乙部牧場開墾収支大要			
(30)	199	千岱野牧場実測図			
(31)	200	江差5万分の1地図大正5年測図			
(32)	201	江差5万分の1地図大正6年測図			
(33)	202	相沼内5万分の1地図大正6年測図			
(34)	203	金刺分県図北海道其一大正13年版			
(35)	204	北海道視察便覧			

註：(1)～(23)は「品川文書1 書類」所収、(24)～(35)は「品川文書2 書類」所収。



図2：「乙部村千岱野牧場現況一斑」（明治28年3月現在）

- ・ 畑：90町歩—うち30町余は小作人耕作地、うち50町余は牧草地
  - ・ 牧場：450町余—輪換放牧地
  - ・ 牧馬：60頭余—馬車馬が中心。多くは地方の需要に供していた
  - ・ 牧牛：6頭—自飼だが、将来的に預け飼にする予定
  - ・ 家屋：本屋、農夫舎、厩舎、倉庫、附属数棟
  - ・ 器械：農具一式
  - ・ 土塁：5,300間—牧場の区画・牛馬避けのため
  - ・ 牧柵：2,000間余
  - ・ 排水：5,000間余
- （(1) - ⑰より作成）

いる<sup>21</sup>が、ここでは高倉の研究、及び北海道立文書館所蔵の史料を用いて本稿の関心から必要な範囲に限りて叙述する。

開進会社は、岩倉具視による第一五国立銀行と並ぶ華族資本安定化・増殖策の一環として、岩橋に信任して託された事業であった<sup>22</sup>。明治一七年を限り耕作者を募るとともに<sup>23</sup>、開業と同時に北海道の官有地一〇万町歩の無代下付の許可を得、一五年期で開墾する目的を掲げた<sup>24</sup>。明治一二年、函館下湯川村に第一会所、渡島国爾志郡乙部村に第二会所、胆振国山越郡長万部村に第三会所を置く<sup>25</sup>。事業は開拓使が監督し、特別の保護を与えて損失の出ないように取り計らわれていた<sup>26</sup>ことがわかる。

しかし、その後資金繰の当てが外れたことや頼みの綱の開拓使が廃止されたこと、同社の株金を預けていた一三銀行が多額の負債を抱えていることが判明し、同行にも関わる岩橋が会社の株金を同行の負債償却に充ててしまい社内の紛議を招いたこと、その紛議ののち社長岩橋が急死したことなどが重なり、明治一五年には解散同様の姿となり、一七年に解散となる<sup>27</sup>。

この当時農商務大輔であった品川は、最終局面で岩橋が問題の先延ばしのために社長に推し立てた森尾茂助解任の手引きをする重要な役回りを演じた。政府保護の大事業が取り返しつかないほどの損失を抱える前に撤退するという判断を下したものと思われる。

紛議が一通りの解決を見た明治一六年、品川は栃木県那須野に所<sup>有</sup>していた農牧場の経営管理主任者・片岡政次<sup>28</sup>を北海道に派遣し、開拓地を求めて調査させた後、二〇年頃に至り、開進会社第二会所が

置かれていた乙部村の地所を譲り受けている<sup>29</sup>。当時、開進会社事業は放棄地が多くなっていたと思われる<sup>30</sup>ので、品川はこれを見かね、かつて開拓使・農商務省で保護しながら成功しなかった開進会社の開拓事業の一部を引き継ぎ、自らの手で成功させようとしたと考えられる。

品川が北海道に獲得した地所は他にもあった。品川は農商務大輔のまま函館県の管轄となった亀田郡(図1)の地所購入を申請し、明治一七年一月一九日に許可される<sup>31</sup>。北海道地所払下規則の制限を超えた面積を購入するためにダミーの二名連名で購入したのち譲り受ける手筈で進め、県も全面的にバックアップをしていた<sup>32</sup>。

同年四月八日付「品川購入地所管理人片岡政治函館へ出発ノ件」<sup>33</sup>、及び同日付「函館県下ニ於テ品川購入地所開墾ノタメ片岡政治差遣ノ件」<sup>34</sup>には、品川が購入した土地の管理のため片岡を函館に送ったとある<sup>35</sup>。これが、後に「大野農場」と呼ばれるものである。その管理もまた片岡に委ねられた<sup>36</sup>。同時に、乙部村の開墾地の名称も「乙部牧場」と定められた<sup>37</sup>。明治二〇年一月一日付品川弥二郎宛片岡政次書簡には、「当地及び乙部牧場」という表記が見え<sup>38</sup>、別のところでは「乙部牧場ト大野農場トノ二部トナシアリタリ」<sup>39</sup>という記述もある。

以上から、品川の北海道農牧場は、「大野農場」+「乙部牧場」の二本立てで管理されていた<sup>40</sup>こと、そして両方ともに管理主任となつたのは片岡政次であったことの二点を、ここでは確認しておきたい。



## (2) 「千岱野牧場」とは

それでは、大野農場＋乙部牧場から成り立つ品川家北海道農牧場と、のちに「千岱野牧場」と呼ばれるようになるものとはいかなる関係にあったのかを次に確認したい。

表2は、「品川文書1 書類」所収の「面積調」中、封筒表に「面積調」と書かれ、裏に「時永浦三／東京市外代々幡町代々木初台六三三／小田原急行代々木八幡駅下車八幡裏」と印字された封筒に入っている書類群、及び同所収「牧場処有関係疑問点及総面積」から作成したものである。いずれもほとんど走り書きに近い覚書である。後者の書類の入っていた封筒は、表面に「十一月二十二日坂本へ再調希望事項」と書込みがあり、一枚目欄外に「第三回書状ヲ見タル後昭和二年十一月二十二日坂本ニ再調ヲ要求セシ事項」とある。これと(6)～(17)の阪本柴門書簡全一二通及び(20)～(23)の書簡を対照させると、これらの書類は昭和二年末から三年にかけて、品川家の家督相続に際し、北海道の乙部牧場ほか数カ所につき、品川家と「坂本」(＝坂本柴門・後述)、片岡らの関わる所有地関係が登記証・抄本と売渡証等とで齟齬するため、相続人品川清太郎の美父・時永浦三<sup>41</sup>が坂本に依頼して調査させたものと考えられる。

表2の内容を吟味してみると、昭和二、三年時点で品川家が所有していた、あるいはかつて所有していた農牧場のうち、字名が「千岱野」であるものは全七筆のみ(表2中太字・下線の部分)であり、大部分が牧場であることがわかる。弥一の死後、字千岱野以外の土地の多くは譲渡などを経て、昭和初期には品川家の所有を離れている。一方、

明治四三年刊行の『品川子爵伝』ではすでに「千岱野牧場」の名称が使われていることから、この時期までにはこの名称が成立していたことがわかる。

以上のことから、「千岱野牧場」とは、品川家所有農牧場のうち字千岱野に所在する牧場のみを指して呼ばれたものというよりは、後に品川弥一が継承した字千岱野の牧場と、その他の乙部村所在の若干の農場等を含めて、弥二郎死後に品川家北海道農牧場全体を指すものとして徐々に使われるようになったと考えられる。

一方、弥二郎存命中には先述した通り「乙部牧場」「大野農場」の呼称が使われることが専らであったが、「千岱野牧場」の名称が見えることもあり、そのような事例においては、より厳密に「字千岱野」の地所を指して言ったものと考えられる。

### 二 品川家北海道農牧場をめぐる人的関係

本章では、筆者が旧稿で実践した「品川マトリクス」の手法を用いて、品川家北海道農牧場における人的関係とその強弱を複数の観点から概観する。

まず、『品川文書』一～八、および『品川文書1/2 書簡／書類』所収の書簡を悉皆調査し、品川家北海道農牧場に関する話題に触れた書簡から日表を作成し、その発信者、および同一書簡内に登場する人名を登場する順にリストアップした。次に、表1所載の史料やその他の史料、辞典類等よりそれらの人物の履歴・肩書を調べるとともに、史料上の登場回数をカウントした。計上にあたっては、単純に書簡上

表2：品川家所有農場の変遷（昭和2年末～3年調）

(19)「面積調」所収一覧表中の印	郡	村	字以下	地目	反別	沿革・現状
無	爾志郡	乙部村	小坂下2番の2	畑	2町6反6畝23歩	<p>明治24年4月9日 本願寺から譲渡を受けるとの書簡来り片岡より品川へ持参。大洲・小田・赤松連名（本文中明治（24）年4月9日付品川弥次郎宛大洲・小田・赤松書簡）</p> <p>明治27年3月 大谷家経営をやめ、一時経営者不明</p> <p>明治28年春 太田伊八投宿</p> <p>明治31年春頃 品川家、経営主任となる（所有者は片岡であったと思われる）</p> <p>明治35年7月14日 片岡より品川へ売却</p>
			小坂下2番の5	畑	5反5畝9歩	
			小坂下2番の3	宅地	1町5反9畝11歩	
			小坂下2番の4	田	2反1畝25歩	
			小坂下2番の1	畑	1町7反4畝20歩	
			蕨倍1番	畑	17町4反2畝21歩	
			蕨倍下2番	畑	5反6畝10歩	
			蕨倍下3番	畑	3町2反24歩	
			千岱野3番	畑	4町5反3畝24歩	
			千岱野3番	畦畔	5反4畝14歩	
千岱野3番の1	畑	6反7畝28歩	<p>大正2年6月3日 坂本に譲渡、大正2年5月20日分割登記し、一部は品川家所有？</p> <p>後、坂本所有となる</p> <p>後、坂本所有となる</p> <p>品川家所有</p> <p>品川家所有</p> <p>品川家所有、一部道路敷地として面積減少</p> <p>品川家所有</p> <p>品川家所有</p> <p>品川家所有</p>			
千岱野4番の2	畑	6反9畝6歩				
□	爾志郡	乙部村	小川120番	畑	1反4畝18歩	<p>明治13年3月1日 山本巳之吉に付与</p> <p>その後品川弥一が北海道国有未開地処分法により売却を受け、大正末に許可される</p> <p>明治20年7月25日 鴻池銀行支配人松村良平所有地で、管理人生沢源十郎が居住していたものを片岡が譲り受け、登記申請</p> <p>明治20年7月26日 片岡が譲り受け登記</p>
			小川番外地	建物	4棟	
			小川	地所建物	347町	
■	爾志郡	乙部村	大字乙部村290番	牧場	50町3反5畝25歩	<p>明治37年10月5日 官有地中、品川家へ無償貸与許可</p> <p>明治42年11月9日 品川家へ無償付与許可</p> <p>同年 品川家撤退</p> <p>大正2年9月17日 品川家より坂本へ譲渡登記</p> <p>その後品川弥一が北海道国有未開地処分法により売却を受け、大正末に許可される</p> <p>大正13年12月22日 品川家、東京より北海道へ移転、名義人表示変更登記</p>
○	爾志郡	乙部村	小坂下3番の1	畑	1町2反5畝1歩	<p>大字は無印大字と同様カ</p> <p>明治27年6月29日 片岡より官有地の無償下付出願</p> <p>明治29年8月31日 片岡へ無償下付</p> <p>字大谷地1番、15番はそれぞれ大正5年2月6、7日に坂本所有となる</p> <p>字大谷地のその他の土地、字小坂下も、その後坂本所有となる</p> <p>字千岱野の牧場、字蕨倍・字小川の畑地は品川家所有</p>
			小川138番	畑	8反9畝24歩	
			蕨倍2番	畑	1町6反3畝1歩	
			蕨倍3番	畑	8町3反2畝22歩	
			蕨倍4番	畑	23町6反7畝25歩	
			大谷地1番の1	畑	1反6畝8歩	
			大谷地1番の3	畑	7畝21歩	
			大谷地1番の2	宅地	8畝10歩	
			大谷地15番	畑	4町1反7畝19歩	
			大谷地16番	畑	2町9反2畝21歩	
			大谷地17番	畑	11町7畝21歩	
			大谷地18番	畑	2町8反2畝3歩	
			大谷地19番	畑	1町9反4畝1歩	
			千岱野5番	牧場	105町2反1畝18歩	
千岱野大川端6番	牧場	52町5反1畝14歩				
千岱野利右衛門畑7番	牧場	65町6反9畝19歩				
△	爾志郡	乙部村	水堀、小坂沢、一本木沢1番	牧場 →山林(※2)	398町1歩	<p>明治21年8月27日 片岡より官有地貸下げ出願</p> <p>9月30日 貸下げ許可</p> <p>明治33年9月25日 片岡富士丸に名義人変更</p> <p>明治34年6月28日 片岡へ無償付与</p> <p>同年11月15日 片岡富士丸が名義保存登記</p> <p>明治35年7月15日 片岡家より品川家へ売却登記</p> <p>うち30町歩は坂本も譲渡を受けるも分割登記未済</p>
表外(※1)	亀田郡	大野村	大字大野字清水140番	田	6畝27歩ほか15筆	<p>明治34年 内山吉太に売却(※3)。</p> <p>内山はその後「函館ノ金持」に売却し、調査時点では別荘になっている</p>

(註1) (19)をもとに、(18)により情報を補い作成。原本はいずれも三越製紙にペン書。  
 (註2) 地目・反別は坂本による登記証調査時点の面積による。その後実測や開墾の進展等による若干の反別の異同や地目の変化、土地台帳上の遺漏等があったと思われる、昭和3年4月5日付の調査書類とは異なる部分もある。  
 (註3) 濃い灰色で網掛けした地所・薄い灰色で網掛けした地所・網掛けなしの地所は、それぞれ昭和2年時点における坂本所有地、品川所有地、片岡所有地およびその他である。  
 (※1) 「表外」とは、(18)所収史料にのみ記載のあるものを指す。  
 (※2) この地目変更は、大正11年6月20日、免訴期限の際の檜山税務署による実地調査の結果である(昭和3年7月23日付時永浦三宛坂本柴門書簡<「品川文書(その1)書類」R85-1742-4>)。  
 (※3) この時の売却代金中6,000円は品川弥一へ、うち600円は片岡へ分与された。残り1,000円あったとのことだが、使途は不明であると記されている。

に人名の登場する回数を計上し、発信者として登場する場合は一件とした。そして、「経営上の貢献」「技術上の貢献」の二つの観点から次の基準で点数化した。

「経営上の貢献」

農場内部で経営に関わっている 〓 五点

現場管理に関わっている 〓 四点

資金のみ貸与（援助）している 〓 三点

それ以外 〓 〇点

「技術上の貢献」

内部で技術指導に当たっている 〓 五点

一時的に滞留・訪問して技術指導・相談に当たっている 〓 四点

原材料等の提供をしている 〓 三点

それ以外 〓 〇点

このようにして作成した原表をもとに、人物を平面上に配置したのが図3-1である。図上では更に、書簡上の登場回数ごとに枠線の太さや網掛けを変えてある。対象書簡中の登場回数が一〇回以上の者には太枠線＋網掛けを、六〜九回の者には中枠線を、五回以下の者には細枠線を施した。

こうしてできた図3-1は、あくまで個々の人物と品川家北海道農場との関係性の一端やその強弱を可視化するものであり、ここに分布する人物相互の関係性は表現できない。そこで、この図上に人物間の横の繋がりがわかるよう、それぞれの履歴や肩書からグループピングしたものが図3-2である。

これを見ると、品川家北海道農場の経営には、片岡政次を中心として四人の人物が中心となって関わり、資金面では大きく分けて三井物産・浄土真宗本願寺派の関与があったことがわかるだろう。一方技術面では、大きく分けて三河産業界・群馬の老農、那須野の富農の関与があったことが見て取れる。経営・技術上の貢献者はそれぞれほとんど重ならないが、ひとり太田伊八のみが経営・技術の両面において顕著な貢献をしていることがわかる。

以上の人的関係の概観をもとに、図上に表現できなかったそれぞれの関与の実態やその経時的変化について、以下の章で確認していきたい。

三 品川家北海道農場の経営的側面

(1) 品川家農場の収支と収入源 ― 三井物産・井上馨

表3-7は、品川家北海道農場の経営状態を断片的に示すものである。これらをもとに、本章では品川家農場の経営を支えた人びとと、そこに現れる思想を読み解いていきたい。

まず、表4-6・7を見ると、表7の明治二四年中の支払い高<sup>42</sup>表4の「出」<sup>42</sup>千倍野牧場経費となつてることがわかる。そのことを確認した上で、表4-6を見ると、明治二〇年代の品川家北海道農場は、牧場に限つてみた場合、経費の大半を三井物産会社函館支店からの借金により賄っていたこと<sup>42</sup>、支出は「経費」（牧場用物品、消耗品、飼料など牧場の現場に必要なもの）のみであり、牧場収入からは返済しておらず、表5を見ると、この返済にかかる別会計が存在したこと

図 3-1：品川家北海道農牧場における人的関係

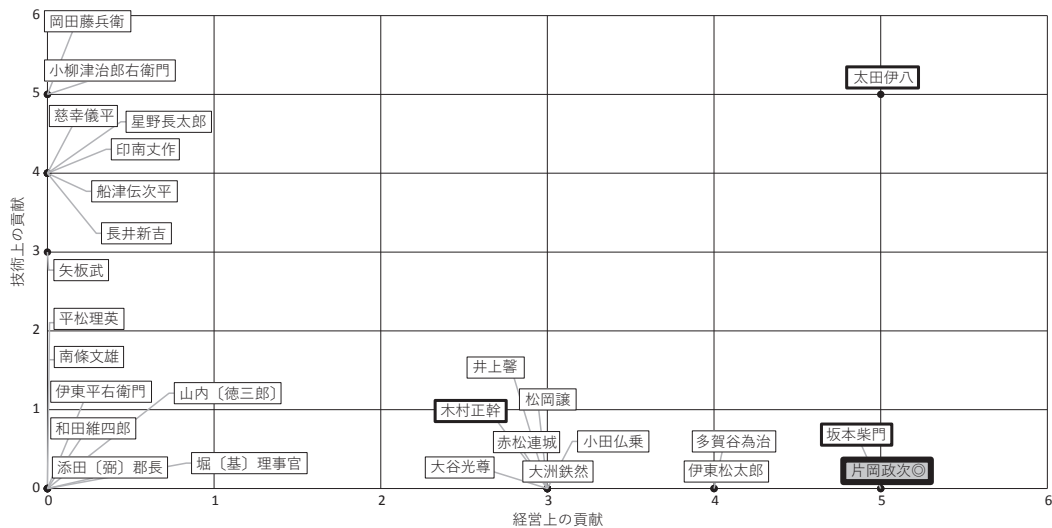


図 3-2：品川家北海道農牧場における人的関係—グループ化

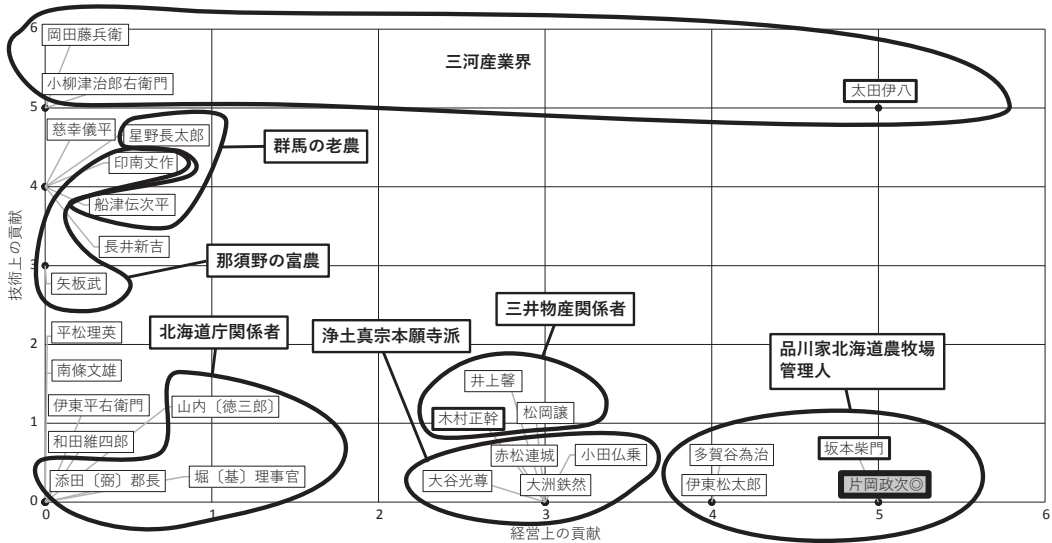


表3：明治17年～23年における品川家の北海道農場関係借入金額

番号	借入期間	返済期日	借入元金(※)		期日までの返済状況
I	明治17年5月19日～20年11月15日	明治21年11月30日	4,466円	412	皆済
II	明治20年11月24日～12月30日	明治21年11月30日	376	083	皆済
III	明治20年12月31日～21年4月30日	不明	33,536	335	明治21年5月までに5628円1厘返済
IV	明治21年1月17日～10月31日	明治22年6月	2,159	790	皆済
V	明治19年～22年4月	明治22年4月11日	17,734	747	皆済
VI	明治21年12月～23年10月	不明	3,642		明治23年12月に700円返済

(註) Iの「借入期間」・「借入元金」は史料(3)-③・④、「返済期日」・「期日までの返済状況」は史料(3)-②より、IIの「借入期間」・「借入元金」は史料(3)-⑥、「返済期日」・「期日までの返済状況」は史料(3)-⑦より、IIIは史料(3)-⑨より、IVの「借入期間」・「借入元金」は史料(3)-⑤、「返済期日」・「期日までの返済状況」は史料(3)-⑧より、Vは史料(3)-⑭より、VIは史料(2)より作成。  
 (※) ③の借金のみは元利合計を記した。

表4：明治24年度千岱野農場収支計算表

出			
経費		603円	021
剰余金	本邸へ返却分=大野農場え貸	65	708
計		668	729
入			
請金	三井請金(明治24年1月～6月)	500	000
繰越金	明治23年度繰越金	168	729
計		668	729

註：(4)-⑤より作成。

がわかる。おそらくこれが、品川家北海道農場の中央会計Ⅱ表4「本邸」であると思われる。

次に、表5から明治二二年の借入だけを見てみると、この一年で約七二〇〇円増加している。返済は約五六〇〇円であるから、一年でマインス一六〇〇円程度だが、比較的順調に返済できていると思われる。日数を見ても、十数日～一二〇日程度が大半であるから、その年内の運転資金として借りていたものと思われる。ただし、井上馨がその半額以上を負担していることを見れば、井上の力添えがなければ年々のやりくりもままならない経営状況であったことは付言しておかねばならない。

一方で、その前年末の数万円単位の借金にはあまり手をつけられていない。これはおそらく額の面から考えて農場の創業費であろうと思われる。これと同様のことが表3からも見て取れる。表3のI・II・IVにある短期間の借入は順調に皆済できているのに対し、期間が不明の比較的多額の借入IIIはほとんど返済できていない。

以上のことから、品川家農場は、短期的な借入(＝運転資金)は年内に返済できているが、長期的な借入(＝創業費)にはなかなか手が付けられない経営状態であったこと、また返済のための資金のかなり大きな部分を井上馨に頼っていたことがわかった。

次に、表4・6を別の観点から眺めてみたい。「千岱野農場」については、収入のうち借金が占める割合は明治二〇年代を通して徐々に小さくなっていったと思われるが、明治二四年度は収入の約七四％、明治二七年度においても依然として収入の半額を借入金で占める状況で

表5：三井物産会社より品川家への借入金明細（明治21年5月調）

年	月	日	借入金額		日数	利息		摘要
明治20	10	31	23101円	301		612円	659	10月31日時点での残額 明治20年12月31日函館にて 片岡受取=表3の借入金Ⅱ
		12	376	083	122	10	056	
明治21	1	9	1,000		130	24	767	
	1	10	200		112	4	91	
	3	7	1,500		55	18	082	
	3	7		600	55		007	
	3	9	2,000		53	23	233	
	3	23	1,500		39	12	824	
	4	18	1,000		13	2	849	
小計			30,677	984		709	387	
明治20年12月31日 付利子勘定書記載の 元利合計			2148円96銭4厘					
元利合計					33,536	335		
年	月	日	返済金額		日数	利息		摘要
明治20	10	31	48円	394	82	1円	93	同日時点での過剰戻 中山道公債2000円の利子(※) 返済 返済 返済 井上馨より入金
		12	700		140	21	479	
	12	31	400		122	10	699	
明治21	1	18	1,000		140	22	795	
	1	20	200		102	4	471	
	4	5	3,200		26	18	236	
小計			5,548	094		79	607	
元利合計			5,628円1厘					
差引残			27,908円33銭4厘					

(註) 史料(3)～(9)より作成。

(※) この中山道鉄道公債は、品川の勤めにより牧場資本として備えるようになったもので、23年9月には三井物産函館支店松岡譲個人への預金としたものと思われる(①-⑭)。

表6：明治27年度千岱野牧場収支計算表

出			
経費		628円	022
計		628	022
入			
請金	東京片岡君請金	300円	000
繰越金	26年度後半期末決金	19	834
収入金		242	867
不足金	27年度後半期繰越支払	66	321
計		628	022

註：史料(5)～(4)より作成。同書類添付の経費明細書には「明治廿七年度前半期会計報告 自明治廿七年七月一日至同年十二月三十一日」とあるので、乙部村農牧場の会計年度は七月～翌年六月であったことがわかる。

表7：千岱野牧場創業以降実費支出額

目	摘要	正金	利子
地代	明治年 牧場全地譲受代	650,000(円)	260,000
事業費	初年度 廿年中 支払い高	359,600	143,840
事業費	二年度 廿一年中 支払い高	1,336,746	427,760
事業費	三年度 廿二年中 支払い高	1,498,388	359,613
事業費	四年度 廿三年中 支払い高	1,689,399	270,304
事業費	五年度 廿四年中 支払い高	600,000	48,000
合計		6,133,833	1,509,517
元利合計		7,641,350	

(註1) 明治(23)年2月27日付品川弥二郎宛片岡政次書簡別紙(『品川文書』8,493頁)より作成。『品川文書』8の翻刻では、金額は位の区切りがなく、単位の記載もないが、原本及び表4・6、(4)～(2)記載の金額と比較し、円以上・以下の区切りを明確にした。

(註2) 5年度は、前半期支払い高を600円と仮定して算出している。利子は年8%として算出している。

あつた。<sup>43</sup>

以上から、品川家北海道農牧場の経営は、明治二〇年代を通じて徐々に事業収入を拡大していったものの、ほとんどの経費を借入金により賄う状況であり、品川家はその資金繰りに困難を生じていたと思われる。

## (2) 西本願寺との相互依存関係

前項で見たような品川家北海道農牧場経営を一時的に救済したと思われる組織があつた。図3-1で(3、0)の地点に集中していた真宗本願寺派である。

其御所有北海道千岱野開拓地御譲渡之儀相願度候間、御承諾被下度<sup>44</sup>

右は、明治二四(一八九二)年四月一日付で品川に宛てて、西本願寺の執行長<sup>45</sup> 大洲鉄然と、会計担当の執行・小田仏乗<sup>46</sup>、同じく執行の赤松連城が送った書簡の一節である。大洲・小田・赤松は維新後西本願寺の宗政を掌握した「防長グループ」役僧<sup>47</sup>である。特にこの書簡の時期の西本願寺宗政は大洲―小田体制による運営がなされていたとされている。<sup>48</sup>したがってこの書簡からは、二四年四月頃、西本願寺の「防長グループ」役僧が中心となつて品川を持つ「千岱野牧場」の譲渡を求めて動いていたことが確認できる。

ただし、西本願寺(大谷家)は品川家所有北海道農牧場のうち、字千岱野の全ての地所を譲渡されたわけではなかつた。表2を再度検討すると、品川がこの時大谷家に譲渡した土地と思われるものは表中無

印と〇印の一部(字大谷地一番畑、字千岱野牧場)であつたと思われる。これは、表2註1記載の史料のほか、明治二四年「譲渡証」<sup>49</sup>により割り出した推定に基づく。右書類によると、品川家から大谷家へ譲渡されたのは「爾志郡乙部村支小川」畑三四町八反四畝七歩、原野二九九町一反六畝二〇歩となつている。その内訳を「譲渡証」の別紙「財産調査」及びこれを作成するために作られたと思われる覚書により確認すると、その反別はほぼ表2の無印と〇印中字大谷地一番畑、字千岱野牧場のそれに相当する。面積・地目が後の実測等により変動した可能性、そしてそもそも「千岱野牧場」との呼称を考慮に入れると、おそらく右の推定でほぼ間違いないだろう。そして、「西本願寺」ではなく「大谷家」に譲渡されていることにも注意しておきたい。

この大谷家と品川との「千岱野牧場」をめぐるやり取りに関して、無視することのできない記述がある。表1の史料(18)「牧場処有関係疑問点及総面積」中の覚書にあるもので、表2無印の地所に関すると思われる次のような一節である。

二十四年マデハ一万円ヲ入レル。品川家ヨリ定メニテ本願寺カ買フコト、ナル(一度光尊カカイタルモ、事実ハ品川ヲタスケタルナリ)又本願寺ヨリモライタリ。但シ本願寺ヘヤリタル如ク名義ハカヘサリシナリ(傍線部は引用者による)

ここからは、次の三点が指摘できる。すなわち、①品川↓大谷家への売却は、法主大谷光尊が「品川ヲタスケタ」形であつたと認識されていること、②品川↓大谷家への売却により、名義は大谷家に変更さ

れたこと、③大谷家↓品川への返却は、名義は大谷家のまま品川家が経営していた形であったと思われること、である。

ここで特に、「品川ヲタスケタ」とあることに注目したい。この表現からは、少なくとも品川家において、大谷家の品川家北海道農牧場買収は、大谷家が品川家北海道農牧場の経営難を救うためのものであったと認識されていたことが読み取れる。

ところが、先に見た通り、大谷家は譲渡後数年でこの土地を手放していた。表1中の史料(4)①には、表書きに「本願寺関係／北海道乙部村開墾地譲渡証書／一件 ヒヤシ<sup>50</sup> 明治廿七年三月三十一日 夜小田仏乗九段ニ来訪、乙部開墾地／ハ今日限り□「ツブレ」、「破」カ」談□□「切レ」金ハ後日持参□□□□「切レ」納シテ可然トノ事談決ス」と品川の筆跡で書かれた封筒がある。ここからは、大谷家が「千岱野牧場」から手を引いたのは明治二十七年三月三十一日の小田との会谈以降であったと思われる。

明治二八年三月一三日付の品川弥二郎宛片岡政次書簡<sup>51</sup>には、「乙部牧場之件……相当之引受人有之候ハ、全く引渡候方可然」との記載があり、二八年三月には品川と同牧場売却の相談をしていたことがわかる。両者は本願寺が引き払った後の相続人を探し、小田と引き続き相談を重ねていた。事業費の償還が未済であったようで、小田は事業費の償還につき、永年賦、すなわち無期限とすることで承諾したものである。

譲渡後数年で大谷家が「千岱野牧場」を放棄している理由は定かではないが、この譲渡契約が大谷家にとって本意ではなかった可能性も

考慮する必要がある。品川家・大谷家を取り次いでいたのが「防長グループ」役僧であったこと、同時期彼らは教団財政も握り、独自の判断で財源拡大を図っていたと思われること<sup>52</sup>、そもそも西本願寺「防長グループ」に対する最大の抵抗勢力は法主大谷光尊であったこと<sup>53</sup>などを考え併せると、その可能性は高いと考えられる。

このことは、次に品川家側の取次である片岡と大谷家側の委託人であった坂本柴門の関係や、当時の西本願寺教団が進めていた事業との関係を見ることでより蓋然性が高まるだろう。そして、それにより「千岱野牧場」譲渡は品川家が大谷家に「タスケ」られたという側面だけではなく、品川家が大谷家及び西本願寺教団を「タスケ」た側面もあつたことが見えてくる。

「千岱野牧場」の譲渡契約の際、品川と西本願寺との間で、その経営を坂本柴門に委任するとの合意がなされた<sup>54</sup>。坂本の詳しい経歴は不明であるが、西本願寺から経営委託されたということや、太田伊八(後述)が後に北海道で新事業を始めるにあたって、牧畜の指導を坂本に仰ぐとしていたこと<sup>55</sup>などから、少なくとも農牧場経営に明るい人物であったことはうかがえる<sup>56</sup>。そして、この時期の西本願寺は多くの僧侶が不得手とする教団経営に在家の篤信者を用いることがあつた<sup>57</sup>ことを考え合わせると、坂本も熱心な門徒の一人であったと考えられる。

坂本が熱心な門徒であったことは、彼の著作からもうかがえる。坂本と片岡政次は、明治二五年五月二〇日に共著として『北海道宗教徒民論』<sup>58</sup>なる一書を出版している。この書は、巻頭の序に「心田開拓」



との品川の揮毫が掲げられている（明治二三年二月付）ほか、明治二五年五月付の赤松連城の「弁言」が付されていることから、品川と西本願寺のバックアップのもと刊行されたことがうかがえる。

内容面でも、両者の深い関係が見て取れる。同書では「移住民ヲ奨励シ当道ノ実況ヲ告クル、推奨浮実ニ陥リシヲ」、「移住民ヲ保護スルニ有形的保護ノミニ依頼セシヲ」、「移住者ノ個々団体ヲ作ラサリシヲ」<sup>59</sup>を北海道開拓不振の原因とし、これを解消し、開拓殖民を振起するためには「有形的保護ト同時ニ無形的保護トシテ神經衛生法ヲ殖民地ニ施行シ、彼ノ神經衰弱症ニ陥ルモノ、及ヒ失望ト不愉快ノ感情ヲ誘起スルモノヲ未発ニ予防シテ、業務上遭遇スル所ノ困難苦痛ヲ忍耐シ、職業ニ勉勵セシメサル可ラス」という。そして、そのためには「宗教ヲ殖民地ニ布ク」<sup>61</sup>のが最良だとする。そしてその宗教としては最も相応しいのが仏教であると結論づける。序文、冒頭、そして片岡・坂本の経歴から考えるに、浄土真宗本願寺派を念頭に置いていることは疑いない。同書の刊行時期や品川の揮毫の日付から、おそらくここに示されている考えの骨子は遅くとも二三年までには固まっていたと考えられる。

そもそも、函館における西本願寺の布教は、この時期江差別院を中心として行われた。幕藩制下、松前藩においても既に寺院の進出はあったが、西本願寺教団は東本願寺教団と結びついた松前藩の排除によって維新後まで布教が振るわなかった<sup>62</sup>。しかし、明治十一年、真宗の信仰厚い近江商人らによって江差別院が設立<sup>63</sup>されると同地にも徐々に勢力を浸透し始め、明治二五年頃より「宗教移民」論による本格的

開教が始まるとされている<sup>64</sup>。坂本らの書物がその一つの流れを作ったことは間違いない。片岡もしばしば江差別院での布教の情報を入力し、品川に報告していた<sup>65</sup>。

以上のことから、坂本・片岡にとつて、品川家北海道農場は、自らの持論である「宗教植（移）民」を実践する場であった可能性が高い。片岡と坂本は、一方では品川家北海道農場によって農業実験を行い、もう一方では西本願寺の力で開拓に向かう農民たちの精神面を支えることで、技術的にも精神的にも北海道開拓を促進することを狙っていたと考えられる。

このような北海道殖民論は、西本願寺内部でも醸成されていた。西本願寺の議事機関である集会<sup>しゅうえ</sup>において、明治二三年一月二〇日北海道開墾計画が議題となった中で、「防長グループ」の香川葆晃は次のように述べている。

布教ノ傍ラ開墾ノ必要ナルコトハ已ニ二十九年度ニ本員カ同地巡回ノトキニ建議セシモ容ラレズ。此度ハ安藤龍暁ヨリ實際取調ヘテ申出シテ理事者カ採用シテ議案トシテ下付セシナリ。元來北海道ハ往々小学校モナキ地多ク、故ニ僧侶カ屯田ノ法ニ法リ且ツ教ヘ且ツ耕シ開教スルコトハ必要ナリ。<sup>66</sup>

このように、『北海道宗教殖民論』のアイデアは、既に明治二三年一月時点で教団トップも認識するところであった。そして香川は、この事業には巨額の資金を要するが、創業当時に相当の資本を投下すれば次第に純益を生じ、開墾収入をもって開教費に充てられるようになるとし、これを「開教屯田」と称している。

しかし、この「開教屯田」となるべき土地は道庁から官有地を払い受ける必要がある、その点について議員である会衆から質問が相次ぐ。いわく、道庁の内意があるのか、代価はいかほどか、開墾費はどこから出すのか、監獄布教・東京での学校設立計画・本山協会組織の件など懸案の多い折柄でもあり費用は出せないのではないか、地所を買入れればすぐ開墾しなければならないのか、など、要するに開墾の実現可能性について会衆は慎重であった。

これに対し香川は注目すべき発言をしている。

一時二開拓スルニ非ス。縦令ハ廿四年度ヨリ少々ニテモ着手スレバ成功ハ廿年乃至三十年カカルモ差支ハナカルベシ。<sup>67</sup>

このように、教団トップにおいては明治二四年度から二〇年間ないしは三〇年間での成功を見越していたことがわかる。定期的に考えて、明治二四年の品川家北海道農場譲受はこの「開教屯田」計画のためである蓋然性が高い。

これに対して会衆はなおも追及する。秦法励は、費用の面で懸念が払拭できないため「払ヒ下ゲハ可成無代価ニテ願ヒ、四五人程ヅ、送り着手」<sup>68</sup> することを要求し、石川兆天は「此事業ハ遠大ニシテ素人考ニテハ失敗ヲ取ルベシ。実地取調セザレバ失敗スベシ」と指摘、中川了性は目的においては賛成するも、「此事業ハ遠大ニシテコレ丈位ノ費用ヲ入ル、モ目的ハ立タス。出張人ニ一任スルモ、成功ハ覚束ナシ。専任者アリテ、斃レテ後チ止ムノ精神ヲ以テシ、夫々保護金ヲ与ヘテ着手スレハ或ハ成功スルカモ知ラヌガ、到底行ハレヌコト、思フ」と述べる。

以上の会衆の発言からは「開教屯田」計画の課題が①開墾用地のなるべく安価での（可能ならば無代価での）確保と、②「素人仕事」でない「専任者」による徹底的な管理経営にあったことがわかる。

この点に鑑みると、明治二四年の品川家からの「千岱野牧場」譲渡は、品川家との縁故によって広大な土地を獲得できた点、有償ではあったが<sup>69</sup> 道庁に出席し審査・許可を受ける手間と日数を省くことができたとという点で①の課題はクリアでき、更に坂本という農場経営の専任者を得た点で②の課題もクリアできている。このことから、明治二四年の品川家からの「千岱野牧場」譲渡は、教団トップの計画する「開教屯田」を具体化するものであったと考えられる。

しかし、右の課題をクリアしたとしても、政府要人でもある品川から広大な土地を譲渡されることには、「防長グループ」の教団私物化への疑念も少なくなかった中で会衆たちに不信任感を抱かせることも懸念される。「防長グループ」が「千岱野牧場」を教団の「開教屯田」としてではなく大谷家財産として譲渡を受けたのは、このような可能性を予め封じるためであったと考えられる。

#### 四 品川家北海道農場事業の技術的側面

##### (1) 直営牧場と小作制農場

大正二（一九一三）年刊行の『北海道農場調査』の記述によれば、同年時点での品川家農場は牧場が直営、農場が小作制により営まれていたことがわかる<sup>70</sup>。旗手勲氏の分析では分割直後の蜂須賀農場と同じ位置づけになる。

明治二〇（一八八七）年八月二日に片岡政次が品川に送った書簡には、「伊東生ヲ同地ニ遣、別ニ農夫蕃殖馬差遣申候。……乙部ハ一切伊東二任セ申候。同人モ非常ニ奮発勉強致居候」<sup>71</sup>とある。封筒の住所から片岡は大野村に居住していたことがわかるので、品川家北海道農牧場は主に片岡が大野農場を監督し、乙部の管理は全て伊東なる人物に任されていたことがわかる。

この伊東なる人物は、明治二〇年八月二日・同二三年九月四日付品川宛片岡書簡で、小作人の管理・選定について片岡と相談していることがわかる<sup>72</sup>。ことから、明治二〇年一月一五日に片岡が品川に送った「乙部牧場小作人心得草案」<sup>73</sup>の起草者である伊東松太郎と考えられる。

「品川文書」書類に収められている「五年度明治廿四年上半季経費明細簿」中「給料」の項には、伊東松太郎の他に「多賀谷為治」なる人名もある<sup>74</sup>。給与額は片岡、伊東と同額の二ヶ月につき一万六千円であることから、片岡・伊東と同格の牧場管理人であったと思われる。しかしその中でも特に片岡の品川宛書簡が多く残っており、かつ品川家農牧場全般にわたる報告をしている。おそらく片岡は、品川の旧知の間柄である京都の田中治兵衛の娘婿<sup>75</sup>であり、栃木の笠松農場においても経営管理に携わっていた関係から、同格の農場管理人の中心として品川と農牧場の接点となっていたものと思われる。経営管理主任の三人の他に品川家から直接雇われていたのは、「牧夫」一名、繁忙期には「臨時雇夫」が一三五人雇用されている。

以上を総合すると、品川家北海道農牧場では、創設以来確かに「小

作人」が存在したことがわかる一方で、直接雇用の「牧夫」の存在や繁忙期に大量の臨時雇用があったことなどから、牧場は当初から直営で営まれていたことがわかる。

では、農場における小作人はどこから調達されていたのだろうか。明治二〇年一月一五日付品川宛片岡書簡には、乙部の農場における小作人は「尋常ノ小作人トハ異ナリ、怠惰放逸之士族輩」<sup>76</sup>とあることから、開設当初の乙部農場の小作人は士族であったことがわかる。実際、小作人一二人は開進会社から引き継いだもので、大半は移住士族、特に広島士族が多かったという<sup>77</sup>。

品川家では、備品よりも自前の物の方が大切に取扱われるはずだという信念から、鋤・鎌・木製ハロー・再墾犁・耕用馬具を自前を持つことを小作人の要件としていた<sup>78</sup>。したがって、必然的に品川家農場の小作人は、最低限これらの農具を備えられるだけの資力を持つ人びとであったことが推察される。

片岡によれば「開進社以来不規則不取締之支配方、其地主ノ恩義杯ハ少シモ無之、小作人トノ間柄モ互ニ仇敵視致居候様ナル有様」<sup>79</sup>とあるように、開進会社時代の負の遺産を受け継いだ品川家はその対処に苦慮していたことがわかる。このような条件が、品川家北海道農場における品川家と小作人との関係をかなりの程度規定していたと思われる。

品川家では、小作人に労役を課したり、不利益となりうる規則<sup>80</sup>については懇切丁寧にその理由を説明している。これは、開進会社時代から引き継いだ小作人は士族ゆえにプライドが高く、統御しにくい存

在であったためと思われる。

小作人の子女のうち学齡期の児童には、教師兼小作人となる人物を共同で招聘し、教育を受けさせていた<sup>81</sup>。明治二三年には、学齡期の児童三名が乙部村小学校に通っていることが確認できるが、農牧場から一里余りも離れている上に、風雨の日などや冬期は通学が困難であった<sup>82</sup>。ことから、右のような措置が併用されていたものと思われる。この授業料は小作人全員で教師兼小作人の受持田圃を耕すことで代えることとした。ここからは、品川が那須の笠松農場でも実践し、生涯をかけて普及に尽力した産業組合的な発想が見える。年代は不明であるが、後に農牧場内に小学校が設置されている<sup>83</sup>。

品川家の小作人は、このように様々な面で慎重に扱われていたことがわかるが、一方で小作人に与えられた裁量は極めて限定的であった。肥料・耕作・除草・収穫は全て監督者（片岡・伊東ら）の指揮に従うこととされ、小作人に委ねられていたのは作物の選択と耕作方法のみであり、「乙部牧場小作人心得」が完成する明治二〇年一〇月まではこれらも全て片岡が決めていた<sup>84</sup>。

以上から、品川家農牧場は、直営の牧場のみならず小作制の農場においても、技術選択において当主や管理人の裁量の幅が大きい試験的農場としての性格を持っていたと考えられる。ただしこのような特徴は、創業期ゆえという面もあったであろうし、同農牧場の小作人がもと士族であり農業に明るくなかったという事情もあったと考えられる。

したがって、技術面に関しては、もう少し時間の幅を広げてみてい

く必要があるだろう。また、当主や管理人によって採用された技術がより具体的に当時存在したどの系譜に属するものであったのかについても確認しなければならない。

## (2) 技術支援者―創業期（明治一七―二七年）

品川家北海道農牧場では、毎年定期的な報告書を品川に提出するという形式は確立していなかったか、あるいは品川家に残されなかったかは不明だが、いずれにせよ細かな各事業における技術選択について網羅的に把握しうる史料は存在しない。したがって、片岡が品川に対して随時行った農況報告等の中からその片鱗をうかがうほかない。

品川家北海道農牧場では、明治二八（一八九五）年を境に技術選択上の変化が認められる<sup>85</sup>。ので、これ以前を「創業期」、これ以降を「展期」と位置づけ、それぞれの特徴を見ていきたい。

まず創業期についてであるが、片岡が品川に定期的に送っていたと思われる農況報告によれば、大野農場は、片岡の裁量によって小麦・馬鈴薯・大麦・玉葱・粟・小豆・大豆・米・稗などの食料作物の栽培試験が行われており、また養蚕の試験も行われていたことがわかる。乙部では牛馬の飼育が行われていた<sup>86</sup>。

乙部農場における農機具の使用や馬耕については、伊東が小作人を指導していた。片岡が「彼の官園農場、又世の開墾場と称する処の一も西洋農具、二も西洋と得失利害に関係なきが如きは素より御高教のある処、政も亦服せる処に御座候」<sup>87</sup>と記すように、農牧場創設当初より品川や片岡が西洋の輸入型農機具に否定的であったことから、品

川家北海道農牧場では西洋式輸入農機具の使用は認められていなかった<sup>88</sup>。明治一〇年代末に開設された大農場でありながら、「泰西農法」に否定的であった点が特筆すべきであろう。

除草と肥料に関しては特に注意を促し、丁寧に指導していた。施肥・除草する者には褒章を与えて奨励し、逆に指導に背き除草・施肥を怠った者へは罰を与えた<sup>89</sup>。小作人に除草・施肥の必要性を認識していた者が少なかったこと、品川家が農牧場に対する農事指導者としての役割を果たしていたことがうかがえる。このことは、技術革新の主体が小作人側にあったとする勝部の観察とは異なる<sup>90</sup>。

片岡は、こうした農業経営を行うに際して、群馬の船津伝次平や星野長太郎、那須の矢板武や印南丈作など、全国の老農や実業家らと交流し、その各府県で実績のあった農業技術を寒冷開墾地に適用すべく実験を行っていた<sup>91</sup>。たとえば、明治一九年七月三日の報告では、肥料は「船津翁流の肌肥」を使っていることが記され<sup>92</sup>、九月五日には星野長太郎と養蚕業改良に関する談話をしたこと、那須の品川農場の景況について船津から報告があったことを伝える<sup>93</sup>。また水田に関しては、紀州田辺の慈幸儀平から寄贈された早稲種を試植していた<sup>94</sup>。寒冷地や降雪地帯では出穂が遅くなることは危険なので、早稲を選択するのが妥当との判断に基づくものと思われる。

このように、品川家の北海道農牧場経営においては老農らによる技術の伝播が欠かせない前提条件であったことがわかる。

同時期は、各地で好成绩を挙げた農業実践家・指導者たちが出身府県を超えて活動の場を全国に広げ、農事改良の全国展開に大きな役割

を果たしたという意味で「老農時代」と呼ばれている<sup>95</sup>。老農たちの全国展開は、府県行政当局の求めに依るだけではなく、島根の堀家のように私人による招聘もあったことから<sup>96</sup>、彼らがしばしば来函し、または書通により品川家のもとに技術や知見をもたらしたことは決して特殊な事例ではなく、むしろ「老農時代」の典型的事例の一つであったと考えられる。品川家北海道農牧場は、老農の全国展開という同時期の状況を前提とし、通常は府県勸業当局により果たされる老農の率先招聘・各農家への技術伝播という役割を民間において担う、いわばモデル農場を志向していたと考えられる。

このことは、以前拙著『皇室財産の政治史』<sup>97</sup>で品川の産業指導について論じたこととも符合する。明治一〇年代に内務省・農商務省にて殖産興業政策に携わってきた品川は、一八年に農商務省を離れてからも決して産業・技術育成への関心を失ったわけではなく、在野であろうとドイツ公使や宮内省御料局長、内務大臣など、政府の産業行政とは一見して遠い官職であろうと、生涯を通じて何らかの形で彼自身「宿志」と称する産業指導・育成に携わっていた。たとえば尾張の諸戸清六や静岡の金原明善のような篤志家、三井家や住友家などの資産家、伊達家のような華族に林業経営を勧め、それを実現させた。また、在官者では山縣有朋に対して説得を行い、彼の持つ那須の農場にて林業に着手させている<sup>98</sup>。

「老農起用の品川農政」と言われる<sup>99</sup>ほどに「老農」に重きを置いた品川と老農たちとは、内務・農商務省時代に全国の博覧会や共進会・農談会などの勸業諸会を通じて面識を得たものと思われる<sup>100</sup>。品川

自身は明治一八年に農商務省を離れるが、その後も内務・農商務省時代の老農ネットワークを自らの自家経営において活用し、逆にそこで手にした成果を老農たちにもたらした。このことは、当時の府県当局が担っていた役割を補完するものであったといえるだろう。しかも、老農たちの実践が北海道という寒冷開拓地においても適用できるのかどうかは、緒に就いたばかりの北海道開拓においても日本農政においても重要な課題であり、品川はそれとして率先して挑んだ。これもやはり品川の農商務省離職以来の「宿志」を遂げる一つの試みであったと位置づけられるだろう。

しかし一方で、品川家では決して「学理」を軽視していたわけではなかった。明治二〇年一月一日に片岡が品川に送った報告では、「長井農学士モ当地及乙部牧場之方迄巡廻セラレ、種々農談モ承候」<sup>101</sup>とある。「長井」とはドイツに留学し農学士を取得した長井新吉である。品川家ではこのように、留學士士の指導を仰ぐこともあり、海外の学識を全て拒否していたのではなかった。先述した通り、息子弥一をフランスのボンに留學させ、農學を学ばせたこともまたそのことを裏付ける。おそらく、品川家はアメリカ式のような大農經營を前提とした農業技術に否定的であっただけで、小農經營に適したドイツやフランスの農學に関しては積極的に吸収しようとしていたと考えられる。

以上の状況をまとめたものが図4である。このように概観すれば、創業期（明治一七～二七年）の品川家北海道農牧場での技術選択は「非系統的、個別的」技術導入と位置付けられるだろう。西洋農學も

在来技術に根ざした「老農農法」も、そしてその老農技術も全国各地から取捨選択され<sup>102</sup>、土地利用や作物に合わせて個別的に採用されていたようである。

図4：創業期（明治17～27年）の品川家北海道農牧場における技術選択

畑作	肥料は船津伝次平の「肌肥」
水田	一部に紀州田辺の慈幸儀平の早稲種を試験
牛馬耕	特に人力を省き、なるべく軽便なものを採用
農具	西洋式農具は排除
養蚕	上州流-星野長太郎と相談
	日本の農學士の指導は受ける

### (3) 技術支援者—発展期（明治二八年）

これに対し、明治二八（一八九五）年以降は明らかに一つの特徴的な技術体系を採用しようとしていた形跡が見られる。そのきっかけと思われるのが、明治二八（一八九五）年春の太田伊八來函である。太田伊八（五代目）は、三河一色村の豪商で、東京で遊學の後に家を継ぎ、家業のほか幡豆郡商工会・三河農會設立、愛知県水産試験場誘致、幡豆郡勸業会長・教育會議員を務めるなど、地域の公共的事業にも尽力した人物である<sup>103</sup>。太田は二八年春、爾志郡乙部村に投宿したこと

がわかり、これが品川家との関係の確認できる最も早い記述である。

その後品川及び片岡と太田の交流はより密接になる。明治二八年二月一日付の品川宛太田書簡に「頃日片岡政次氏来訪ニ付、北海道千岱野ニ於テ見聞致候事情相述申候」<sup>104</sup>とあるように、太田と片岡はこの年暮れに北海道農場経営について相談していた。その中では、今後「新財源」となりそうな事業を蚕卵紙製造、水田耕作、肉牛生産の三つに絞り、それぞれの利益を試算している。そしてこの年の暮れから翌年初頭にかけて、太田と片岡・坂本は何度か相談を重ねている。<sup>105</sup>

注目すべきは、品川家が太田を通じて三河産業界の有力者を招聘したと思われることである。明治二八年末の品川宛書簡の中で太田は、「当国渥美郡大崎村小柳津治郎右衛門」を「尤も蚕業に熟練」の者として紹介し、牧畜には坂本を推薦している。<sup>106</sup>翌年四月に片岡が品川に宛てた書簡では、「兼て御尊申上候山林熱心家にて、現ニ豊橋ニ材木商店相開き、盛ニ学業致居り申候着実之人物」<sup>107</sup>として岡田藤兵衛を紹介している。片岡は太田・岡田・小柳津の三名について「三人とも何れも熱心にて内小柳津氏には未だ面識無之候得共、此人ハ養蚕家にて豊橋在住居候もの之由」<sup>108</sup>と紹介している。<sup>109</sup>

そして四月には、品川家は片岡を通じて、北海道農場を太田との共同経営にし、技術面では片岡・坂本と太田・岡田・小柳津といった三河産業界の三人で協議しながら進めていくことを決定している。そのことがわかる品川宛片岡書簡の一節を、やや長い左に引用する。

北海之件ニ付名古屋相談之法策疾ニ可申上心得ニ居候處、其後

坂本并ニ太田等ニ打合之事も有之、彼是延引仕候段ハ不悪御承引可被下候。さて相談ハ別ニ彼是の議もなく首尾よく相纏り候。

結局品川様之御指揮之下ニ従ひて共同一致是迄の方針ニ多少折衷取捨を加へ永遠持久之計画にて開墾牧畜山林養蚕相宮候事ニ決し、費用ハ四分六分即ち六部品川家にて負担致候事ニ致候。勿論本願寺引取後之出費も此の四六之勘定にて相方負担と云ふ事にして本年の経費ハ三河主人〔太田…引用者註〕にて悉皆担当之事ニ決し、先づ実地視察矣、坂本と今後の計画協議之為め本月初旬岡田藤兵衛渡航之心得ニ居候處、幸豊橋へ御出張之事承候間、同地にて三人御目ニ懸り候上、出発之事ニ相成居候。先づ大要ハ右之如く其外事業上之件ハ岡田出張坂本と協議之上更ニ前途之事懸議可致との事ニ付、左様御承引被下度、三人とも何れも熱心にて内小柳津氏には未だ面識無之候得共、此人ハ養蚕家にて豊橋在住居候もの之由。…三人とも豊橋にて御待受可申、北海談も種々可申出と存候間、何卒右之御含にて宜布御懇談被成下度奉願上候<sup>110</sup>

ここからは、①明治二九年度からは品川の指導のもとこれまでの方針を若干変更し、事業は開墾・牧畜・山林・養蚕の四本柱とすること、②品川家と太田の共同出資・共同経営とすること、③費用の負担は品川家六割、太田四割とすること（大谷家撤退後の経費も同様）、④但し二九年度のみは全て太田が負担すること、⑤岡田藤兵衛・坂本と今後の計画を協議すること、⑥小柳津とも三河で相談すること、⑦が品川に報告されたことがわかる。

すなわち、明治二八年から片岡・坂本が、三河産業界の太田伊八・岡田藤兵衛・小柳津治郎右衛門らの協力を得て、品川家北海道農牧場経営の改良計画を立て、二九年度から彼らを中心に同農牧場が経営されることになること、そこには管理人である片岡らのみならず、品川も「御指揮」という形で積極的に関与していたということである。それ以前には非系統的・個別的な技術摂取を特徴としていた品川家農牧場が、二八年から明確に三河産業界、それも太田伊八に連なる人々の色あいを強めたということになる。

それでは、この時期の三河産業界、特に太田伊八に連なる人々とはどのような性格を持つ一群であったのだろうか。まず第一に指摘できるのは、太田と品川の政治的立場の近接性である。

三河新聞社社長でもあった太田は、明治二二年六月に幡豆郡一色町にて雑誌『みかは』を創刊する<sup>111</sup>。創刊の趣旨に「本紙ハ政治ヲ論議スルモノニ非ラズ、政党政社ノ機関ニアラズ、唯希望スル所ハ教化ノ普及、教育ノ進歩、衛生ノ道ヲ講ジ、以テ強兵ノ素ヲ養ヒ、農事ノ振興、商法ノ発達、工業ノ隆盛ヲ計リ、而テ富国ノ基本ヲ立ツルニアリ。是レ本紙ガ敢テ務メントシ、尽サントシテ起ル所以ナリ」<sup>112</sup>とあるように、当初は政治色を出さず、地域の産業・衛生・教育等の振興を図る地方誌であった。しかし、この時点で既に真宗大谷派安休寺住職・雲英晃耀の法話を掲載したり、「全国の基督教徒」数を調査して掲載したり、二二年七月一五日付の第四号から「仏教」のコーナーができた<sup>113</sup>。この点において、真宗本願寺派を基盤としながらも、通仏教

的に振興を図ろうとする片岡・坂本、およびその主人である品川と太田が共鳴する素地はあったと思われる<sup>113</sup>。

『みかは』は明治二二年一〇月一日より、三河人士の政治的団結を説き、『三河旬報』と合併し、政談誌として誌面を大幅に改良した<sup>114</sup>。ここから同郷の志賀重昂が深く誌面に関与するようになり、志賀というパイプを得て中央との連携を強く意識した誌面になる。ここで注目すべきは、新生『みかは』には後に品川の指導する国民協会に加入する人物の関与が目立つことである。合併した『三河旬報』の創業者であり、合併後も太田とともに『みかは』の編纂に参画している碧海郡の早川龍介、後に二二年水害後の租税免除・国庫補助請願の取調委員に早川とともに西加茂郡から名を連ねている今井磯一郎はいずれも後の国民協会員である<sup>115</sup>。明治二三年一月一日付第一九号には、元田肇が「三河代言人諸君に質す」と題して寄稿している。

同誌の論調を見ても、後の国民協会に連なる特徴を見出すことができる。明治二二年二月一日付第一六号掲載の「足助の政談演説会」では、「吾輩は足助人士が其着実なる高風も自由主義浸染の爲めに或は之を今日に失滅せしめんことを憂ふるなり。足助人士よ自由崇尊は或は宗旨違ひには非らざるなきや」と強烈な反自由主義が見取れるし、明治二三年二月一日付第二二号には「自由党こそ守旧党なり」と題した論説が掲載されており、自らの立場を「国家主義者」と称している。このように、『みかは』は反自由主義（特に反自由党）で、後の国民協会に連なる、当時「国民派」「温和派」などと称される人びとを読者として想定していたことが読み取れる。



したがって社長である太田自身も「国民派」「温和派」に属する人物と考えられるのみならず、太田自らの著作からもそれはうかがえる。太田は三河地方の産業振興策を説いた『興参策』と題する書物を明治二四年に刊行している<sup>116</sup>が、その中で次のように述べている。

熟ら案するに、立憲制度の実施以来、政党競争の熱度は愈々高まり、勢焰延びて天下に及ばんとするの状あり、我三河は幸に従来政党の關係甚だ深からず、随て未だ之か為に著るしき損害を蒙ふるに至らずと雖も若し一朝誤て国内に政治主義を輸入し、自由改進黨等の諸党、国民を支配するに至らば、小党の上に小党を加へ、分裂の上に分裂を重ね、支離滅裂殆んど救ふ可らざるの悲境に陥らんとす<sup>117</sup>

太田はこのように、自由・改進黨のいずれの党派性も忌避していることから、典型的な「温和派」<sup>118</sup>の一人と位置付けることができる。その上で、政治党派の流入を防ぎ、実業の発達を図るために団体を三河に結成する必要性を説いている。政治的団体を忌避しながら組織の必要を説かなければならないという、この時期の「温和派」の抱えるジレンマが右の一節には如実に表れている。

このように、宗教的・政治的立場において品川と近接する太田は、北海道農牧場に関わる以前から品川と個人的に接点があった。明治二六年一〇月二日に品川が三河を訪れた際には有志代表として懇親会を企画し、幡豆郡内各村に出席者を募っている<sup>119</sup>。

太田はその後も実業界に身を置き、国民協会には加入しなかったようだが、明治二九年七月二日に品川に宛てた書簡では「政事家と称

する輩の色々山仕事を企て、実業者を投機の渦中に陥れ申候にハ痛嘆仕候。野生ハ未だ此危禍にかゝり不申候」<sup>120</sup>というように、国民協会の指導者でありながら品川を「政事家」の側の人物ではなく「実業者」の側の人物であるともみなしていることが読み取れる。品川自身もまたその自己認識においては「政事家」というよりは「実業」の振興を主眼に置いて活動していたと思われるので、太田のような人物は品川の地方人士組織において恰好の人物であったと考えられる。

品川が太田を自家の農牧場経営に招聘したのは、明治二八年以前より面識があり、信仰の面で近接し、政治的立場をも共有することからくる信頼感が背景にあったと推察される。しかし、それだけでは品川家北海道農牧場の技術選択に関わる思想は説明できない。この問題に迫るために、明治二八、二九年という時期における三河産業界、特に三河農会の位置を確認しなければならない。

三河では、明治二〇年代前半は水稲反収が全国平均を大きく下回っていたが、明治二五年を底として三〇年代にかけて急上昇し、明治末期には全国平均を超えるようになる<sup>121</sup>。この急成長を支えたのは、老農と農学者・行政が三位一体となって展開された農事改良運動であった<sup>122</sup>。そしてその中でも、「明治農法」<sup>123</sup>の中核と言える畜力耕普及のセンターとなっていたのが、太田の拠点、幡豆郡であった<sup>124</sup>。

太田の居住する幡豆郡は、元来零細な農家が多く、水田よりも畑作利用が多い地域であった<sup>125</sup>が、明治二〇年代から郡独自の予算を組んで県内外から牛耕教師を招き、郡当局と畜力耕導入に熱心な老農たちがともに牛耕の普及・定着に努力していった<sup>126</sup>。そして同郡では、明

治二〇年代を通じて畜力耕だけでなく、副業としての果樹栽培や養蚕、二毛作など農業全般にわたる改良を志向し、地元老農が教師として、県内外で各地の農業に固有の条件や社会的事情に即した指導を行うようになっていった。<sup>127</sup>

太田伊八は、零細農家が多く、畜力耕を一から始める土地生産性の低い地域において成果を上げた改良農法の力を、地域の農業・産業界の中心で目の当たりにしてきた人物である。品川家が太田に注目し、その技術指導を仰ごうとしたのは、品川家が大農場でありながら零細な開拓農家でも反収拡大していける技術体系を模索しようとしていたことの表れではないかと考えられる。

明治二八年以降の品川家北海道農場では、農業・蚕糸業・林業・牧畜において、それ以前よりも体系立った技術導入を図るようになる様が見て取れた。それは、三河の農業・産業界を指導する老農の一人で、三河の農事改良の只中で活躍した太田伊八を中心として、農・林・蚕・畜の四つの事業において太田の三河における人脈から構成されたメンバーで担う改良農法というパッケージであった。

### おわりに

本稿で明らかにしたことをまとめると次のようになる。品川家北海道農場は、創業期においては所有者である品川のもと、片岡政次を中心とする四人の管理人が経営計画に当たっていた。資金面では三井物産会社函館支店、井上馨が大きな役割を果たしていた。明治二四（一八九一）年からは、真宗本願寺派の役僧らと門徒と思われる坂本

柴門が仲介となり、同派法主の大谷家が一時的に一部の所有者となったが、その後二七年には再び品川家の所有に復帰している。

技術面では、創業期においては片岡ら管理人の大きな裁量のもと、全国の様々な「老農農法」から西欧農学に至る、非系統的・個別的な技術選択が行われていたが、明治二八年以降品川と三河一色の太田伊八の共同出資・共同経営に移行すると、太田伊八の計画と三河産業界における人脈を活用した改良農法に大きく傾くようになった。

経営面における知見は、これまで筆者が論じてきたこと<sup>128</sup>とも符合し、その知見を補強するものといえる。一方で、技術面に関する知見は今回新たに発見しえたことであり、丁寧に整理しておきたい。

品川家北海道農場においては、いわゆる「老農時代」と近代的「学理農法」の影響が強まる時代との端境期において、明確に「老農農法」の代表的人物やその支持層と見られる、あるいは少なくとも「学理農法」の指導者ではない人物を中心として招聘していたところに、品川思想が表れているといえる。

これは他の華族農場と比較しても品川家北海道農場に顕著な特徴である。北海道の蜂須賀農場ではドイツで農学を学んだ長井新吉を事業主任としている<sup>129</sup>し、那須野の青木農場では管理主任は家扶の宮本昌学、経営主任は青木の実弟でドイツに留学し農学を修得した三浦泰輔であった<sup>130</sup>。資本制的直営大農場を主とする前田農場や小岩井農場では、同じく直営の宮内省御料牧場の技術者や技術を採用していた<sup>131</sup>。

このことは、品川の「老農農法」へのこだわりが国政のみならず自

家経営にも貫徹していたことを示す。品川家の技術選択上の特徴からは、単なる自家経営上の利益といった観点のみならず、全国の小農経営への視線が看守される。品川家北海道農牧場は、まごうことなき「大農場」である。しかしその中では、創業期には全国各地の老農が、発展期には三河の「老農」と呼ぶべき人物が重用され、明らかに生産性の低い地域における小農経営の実践を意図している。このような品川家の役割は、創業費を負担・支援し、小農の自活化・スタートアップを図る府県勸業行政当局の位置に相当する。

多様な「老農農法」や近代的「学理農法」が入り乱れる中で、自らの信ずる「老農農法」を主体とした技術パッケージの小農経営に対する有効性を、直ちに府県勸業行政上で確認することは難しい。技術選択一つとっても、多様な地域・集団・人びとの多様な利害が絡んでくるからである。その点において、自家経営とはまことに都合がよい。自らの裁量で、自らの選択した技術パッケージを即座に採用することができる。品川家北海道農牧場の技術選択をこのように考えるとき、同時期に品川が力を注いだ信用組合の普及や議会を通じた実業家の利益追求は、より立体的・有機的に理解されるであろう。

1 池田さなえ「明治期日本における政治家ネットワーク形成——品川弥二郎・京都尊攘堂人脈の分析から」（『日本研究』六六、二〇二三年）、同「京都・尊攘堂における「活きた勤王」——近代京都文化を作り、支えた人びと」（高木博志編『近代京都と文化』思文閣出版、二〇二三年）。

2 勝部真人『明治農政と技術革新』吉川弘文館、二〇〇二年。

3 同右。

4 國雄行『近代日本と農政——明治前期の勸農政策——』（岩田書院、二〇一八年）、荒幡克己「井上馨の「大農論」を巡って」（『農業経済研究』六八・三、一九九六年）。

5 旗手勲『日本における大農場の生成と展開』（御茶の水書房、一九七八年、初版は一九六三年）。

6 同右、および永井秀夫『日本の近代化と北海道』（北海道大学出版会、二〇〇七年）第二章第四節。

7 前掲旗手勲『日本における大農場の生成と展開』一七〇～一七一頁。

8 西村卓『老農時代』の技術と思想——近代日本農事改良史研究——ミネルヴァ書房、一九九七年。

9 後藤靖「日本資本主義形成期の華族の財産所有状況」（『立命館経済学』三四・一六、一九八六年）、同「華族世襲財産の設定状況について」（『立命館経済学』三七・四・五合併号、一九八八年）、千田稔「華族資本としての侯爵細川家の成立・展開」（『土地制度史学』一一六、一九八七年）、同「華族資本の成立・展開——明治・大正期の旧土浦藩主土屋家について——」（『社会経済史学』五五・一、一九八九年）、楠本美智子「公財政から私財政へ——19世紀福岡藩家老三奈木黒田家の場合——」（『九州文化史研究所紀要』三九、一九九四年）、大豆生田稔「堀田家農事試験場について」（『佐倉市史研究』一九、二〇〇六年）、熊澤恵里子「越前松平康荘の英国留学と試農場の創設」（『地方教育史研究』三四、二〇一三年）、内山一幸『明治期の旧

藩主家と社会——華士族と地方の近代化——（吉川弘文館、二〇一五年）。

前掲旗手書も蜂須賀農場・前田農場など旧大名家の所有農場を扱っている。蜂須賀農場の共同経営者である菊亭脩季に言及しているという点では公卿華族に関する研究とも言える。菊亭の農場経営への関与については刑部芳則『三条実美——孤独の宰相とその一族——』（吉川弘文館、二〇一六年）にも言及がある。

10 齊藤清伸『那須野ヶ原における矢板農場の成立と解体』（非売品、一九七二年）。

11 坂根義久「青木周蔵の土地哲学と青木開墾」（『野州史学』四、一九七七年）。

12 井奥成彦「勲功華族仁禮景範家の塩田経営」（『三田史学会』史学』八一—二〇一二年）、浜野潔「勲功華族の農場経営とその継承——海軍中將・仁禮景範の家族史——」（『三田史学会』史学』八一—二〇一二年）。

13 品川も、息子・弥一にフランスのボンで農学を学ばせ、息子が事業を担任できるようになるまで後述する管理人を置いた。但し、発想の独自性という観点においては、品川の方が先事例であることに留意しなければならない。

14 明治一七（一八八四）年の華族令公布により新たに華族に列せられた伯子男爵には、豊富な世襲財産を持つ者が少なかったため、華族としての体面を維持するために伯爵三万円、子爵二万円、男爵一万円、「家門永続資金」が与えられた。

15 村田峯次郎『品川子爵伝』（大日本図書、一九一〇年）五四一、

五六八頁。

16 「品川子爵の北海道牧場」（明治三八年五月七日『東京朝日新聞』）。

17 (18) ④の四枚目に「牧場ハ元ト加賀人ノ開進会社ト云フ者ヨリ明治二十年頃御譲受ク」とある。後述するように、開進会社社長の岩橋轡輔は和歌山出身だが、重役の一人、林頭三・長尾助信が加賀の人間で、その後加賀から多くの移民を入植させたこと（高倉新一郎「北海道開進社顛末」〔『北海道大学 経済学研究』一一、一九五七年〕五、二二頁）がこのような認識となつて残っているものと思われる。

18 和歌山藩士出身で儒家。蘭学を修め、阿部正弘に時勢を論じたことで一時藩に捕らえられるも、土佐藩のいろは丸事件での交渉のため解かれる。この時の功勞で勘定奉行に任ぜられる。維新後、大蔵省出仕、内務少丞などを務める。明治八年退官するも、大蔵大丞時代に進めていた華士族授産制度調査で岩倉具視の信任を得、その力添えで明治一〇年檜原繁、熊ヶ谷武五郎とともに華族銀行設立、同行の頭取となる。開進会社を発起した時点では第四十四銀行在勤であった。明治一五年一〇月二八日死去（前掲高倉新一郎「北海道開進社顛末」、明治一五年一月七日『大阪朝日新聞』、北海道立文書館所蔵「北海道開進会社関連資料」請求記号B3-1/4）。

19 明治一二年六月一二日に開拓大書記官時任為基に出願している「会社設立願」（前掲「北海道開進会社関連資料」B3-1(1)/3）。

20 「北海道開進会社設立申合条件追加節目」（同右B3-1/5）。

21 前掲高倉新一郎「北海道開進社顛末」。

22 同右。

23 前掲「北海道開進会社設立申合条件追加節目」。

24 「大阪府録事」(明治一四年六月二六日『大阪朝日新聞』)、「地所御下付願」(前掲「北海道開進会社関連資料」請求記号B3-11/6)。

25 「北海道開進会社改正申合条件原書」(前掲「北海道開進会社関連資料」請求記号B3-11/18)。

26 「開進会社ノ事業ニ付告知」(前掲「北海道開進会社関連資料」請求記号B3-11/14)。

27 前掲高倉新一郎「北海道開進社顛末」一八〇一九頁、「日記」(北海道立文書館所蔵「宮崎簡亮関係文書」(前掲「北海道開進会社関連資料」請求記号B3-12/13)、明治一五年五月一〇日付宮崎簡亮・長尾助信・林頭三宛岩橋轍輔書簡(前掲「北海道開進会社関連資料」請求記号B3-12/17)(2)。

28 片岡政次は、神奈川県相模国足柄下郡小田原駅新玉町三丁目に本籍を置く土族(旧小田原藩人諸君に告ぐ)(明治二七年五月二五日『東京朝日新聞』広告)、(1)19。明治二八年一月二八日、一月二九日『東京朝日新聞』広告でも「藩人征清役従軍者歓迎会」の幹事として名を連ねている。明治二七年四月一日には品川の代理として小田原報徳二宮神社の上陳祭・大殿祭・遷宮祭にも参列している(前田寿紀「二宮尊徳翁五十年記念会」以前における報徳社とその周辺)『金沢大学教育開放センター紀要』二二、一九九二年)ことから、明治一〇年代農政の局に当たっていた当時から報徳社に注目していた品川が、二宮尊徳の出身地であり主要な活動拠点でもあった小田原で相知るようになったのではないかと思われる。明治三二年一月二〇日

時点では真宗信徒生命東京支社の支配人(「借用証他」(品川文書I

書類R79-1622-1)。もと品川家の那須野農場の管理を矢板武・印南丈作らと協力のもと任されていたが、その後北海道農場の経営を一任されたものと思われる(1)11、13、14、『品川文書』所収の片岡書簡より)。品川の紹介のもと西本願寺に差し向けられ、同寺の財政に対し顧問的な立場でアドバイスをしていた(明治二四年四月一日付品川弥二郎宛片岡政次書簡(『品川文書』八、四九五頁))。なお、片岡を品川家の「家令」とする記述も散見されるが、明治二二年・二五年版『華族名鑑』(ともに彦根正三編、博公書院)には家令の記載がなく、家扶太田弥太郎の名のみ記載があることから、片岡は品川家に仕えてきた人物として伝わってきたものと思われる。

29 (18)14。開進会社は乙部村字千岱野に約六五万坪、支小川に三七万坪の土地を持っていた(前掲高倉新一郎「北海道開進社顛末」一一〇二頁)。

30 前掲高倉新一郎「北海道開進社顛末」二〇頁。

31 「品川農商務大輔購入地所ノ件」(函館県) (北海道立文書館所蔵「滞京中内状留 自十六年十一月至拾七年四月」請求記号・簿書/9023)。

32 同上、及び「品川農商務大輔亀田村ニ於テ払下地所購求ノ件」(函館県) (前掲「滞京中内状留 自十六年十一月至拾七年四月」)。

33 (函館県勸業課長) 二本彦七宛伊沢基伺(前掲「滞京中内状留 自十六年十一月至拾七年四月」)。

34 品川弥二郎宛(函館県令) 時任為基通知(同右)。

35 なお、品川家現当主芳昭氏によれば、片岡の名は「まさじ」と読むのが正しいようで、「政治」とあるものは音から拾った誤記であると思われる。

36 品川に宛てて農況報告を送る片岡の住所は「渡島国亀田郡大野村寄留」となっている。

37 (5) ③。

38 (1) ②③。

39 (18) ③。

40 その後、品川は同じく開拓使の保護事業として経営されていた隣接官有地及び「七重牧牛場」の編入を図っていたことがわかる(1) ⑬、⑳)。

41 品川弥一の後品川家を相続した清太郎は、弥一の娘美子と時永浦三の長男である(霞会館華族家系大成編輯委員会編『平成新修旧華族家系大成』上巻(吉川弘文館、一九九六年)及び品川芳昭氏にご教示いただいた。時永の経歴については加藤道也「朝鮮総督府官僚のアイランド認識——時永浦三を手掛かりとして——」(『大阪産業大学経済論集』一一一、二〇〇九年)、同「時永浦三のアメリカ調査報告——アメリカにおける朝鮮独立運動とアイランド独立運動——」(『大阪産業大学経済論集』一一二、二〇一〇年)、同「内地時代の時永浦三——朝鮮総督府出身官僚の内地行政官としての経歴をめぐって——」(『大阪産業大学経済論集』一一三、二〇一〇年)を参照した)。昭和三年一〇月一日付時永浦三宛坂本柴門書簡の別紙「土地家督相続ニ付登記申請」(受付印は昭和三年九月二四日)には、「爾志郡乙部村大字

乙部村支小川字千岱野／五番地亡品川弥一家督相続人／申請人 品川清太郎 右未成年ニ付／後見人 時永浦三」とある。

42 ちなみに、品川家農場は生産された作物も三井物産に販売委託していたと思われる(1) ⑬)。

43 表4・6に関して、品川家農場のうち千岱野牧場の収支決算表が明治二四、二七年度の両年度のみしか残っていないことは、後述する大谷家への牧場譲渡と関係があると考えられる。品川家が大谷家に牧場を譲渡する際、及び大谷家が品川家に同牧場を返却する際に、経営状態を示す必要があったためであろう。

44 明治(二四)年四月一八日付品川弥二郎宛赤松連城・小田仏乗・大洲鉄然書簡(『品川文書』八、四七四頁)。

45 西本願寺の宗務運営上のトップ。明治一三年「[寺法]」で定められたポストである執行の長。職務は、法主を匡輔し、興学布教・派内の事務を担任(「[寺法]」九条)、集会の決をとり、僧侶の褒貶・派内の擯黜をする(一一条)ことであり、法騰一五年以上の者(一二条)のうち、集会の公認を得たのち法主に任命される(一三条)(本願寺史料研究所編『増補改訂 本願寺史 第三卷』(本願寺出版社、二〇一九年、一七五頁)。

46 池田さなえ「仏教教団の「近代化」における門信徒の経済的役割——明治期・西本願寺「有力門徒」らによる会社設立」『史学雑誌』一三〇、一〇、二〇二一年。

47 申山まゆら「初期議会期における品川弥二郎と本願寺派役員」(『日本宗教学文化史研究』七一、二〇〇三年)、及び平野武「西本願寺寺

法と「立憲主義」——近代日本の国家形成と宗教組織——（法律文化社、一九八八年）。安丸良夫『神々の明治維新』（岩波書店、二〇〇六年。初版は一九七九年）では「長防グループ」（二九六頁）、羽賀祥二『明治維新と宗教』（筑摩書房、一九九四年）では「長州グループ」（二〇七頁）と称される。

48 辻岡健志「僧侶から政治家へ——金尾稜嚴の洋行・政界進出・議会活動——」（『本願寺史料研究所報』三九、二〇一〇年）一一頁。

49 (4) ②。

50 「ビヤシ」とは、『防長歴史用語辞典』（石川卓美著、マツノ書店、一九八六年）によれば、原義は不明であるが、通達すべき文書や受理した文書の末尾に、これを処理した者が、通達・施行・処理の結末などを備考として註記することや、その註記自体を指しているものである。

51 (1) ①⑥。年代は、封筒表に品川の筆跡で「廿八年三月」と書込みがあることにより推定した。

52 前掲申山まゆら「初期議會期における品川弥二郎と本願寺派役僧」によれば、この後大洲は自らの財源拡大策が招いた負債によって教団内の地位を失いかける。この際大洲の地位を救ったのが品川であることもまた、申山氏により明らかにされている。

53 前掲平野武『西本願寺寺法と「立憲主義」』第三章。光尊は、「防長グループ」役僧らが教団の主導権を握り、宗門の重要な問題に関しても、法主である自身をないがしろにしていることに不満を抱いており、その内情を役僧らには内密にして特に品川に開陳・相談していた

（明治二〇年五月三十一日付品川弥二郎宛大谷光尊書簡（『品川文書』二二、二八二～二八六頁）。ちなみに、右書簡中二八三頁「願は敷」は、国立国会図書館憲政資料室所蔵「品川文書1 書簡」R23150714を確認すると、「歎ハ敷」の誤翻刻であることがわかる。どちらの字をとるかによって同書簡の意味が大きく異なってくる重要な部分であると考えるので、ここに注記しておくたい）。

54 明治（二四）年（七月）（四）日付品川弥二郎宛大洲鉄然書簡（『品川文書』二、二五一～二五二頁）に、「坂本柴門の事早速諸老へ相談仕候て可申上候。無論依頼の事と私は奉存候」とあり、また明治（二四）年八月二四日品川弥二郎宛片岡政次書簡（『品川文書』三、四七頁）に「坂本之事承知仕候。同人には最初より本願寺の返答は一言も不申候。土地之事は御懇諭通当分差扣、時機到来相待可申候」とあるのがそのことを意味すると思われる。

55 (1) ⑩。

56 坂本は明治三三（一九〇〇）年五月には乙部農会を設立し、会長となっている。また、大正五（一九一六）年には乙部村会議員に就任していることから、乙部村に土着したことがわかる（乙部町抄史編纂委員会編『乙部町抄史』乙部町、一九七九年、七八、八六頁）。なお、前掲『乙部町抄史』七八頁で「坂本」とあるのは「坂本」の誤りであろう。

57 前掲池田さなえ「仏教教団の「近代化」における門信徒の経済的役割」。

58 発行元は片岡の舅の田中治兵衛。

- 59 『北海道宗教殖民論』四四頁。
- 60 同右、四四〜四五頁。
- 61 同右、四八頁。
- 62 永幡豊「北海道における仏教寺院の分布について」『地理学論集』八八一〜二〇一三年。
- 63 函館市史編さん室編『函館市史 通史編第2巻』（函館市、一九九〇年）一三二二頁、滋賀教区史編纂専門委員会編『近江に生きる浄土真宗と民衆―滋賀教区百二十年史』（滋賀教区基幹運動推進委員会、二〇〇四年）六九頁。
- 64 前掲『函館市史 通史編第2巻』一三二七〜一三二九頁。
- 65 (1)―⑭。
- 66 龍谷大学大宮図書館所蔵「定期集会筆記 明治二三年乙」八〇〜八一頁。
- 67 同右、八二頁。
- 68 同右。以下会衆の発現に関しては同じ。
- 69 (4)―②より、大谷家は代金七六四一円三五銭で譲り受けたと思われる。これは表7より、それまでの地代・事業費に相当する。
- 70 北海道農友会編刊『北海道農場調査』一九一三年、三九六頁。
- 71 (1)―⑬。
- 72 (1)―⑬、⑭。
- 73 (5)―③。
- 74 (4)―⑤。
- 75 前掲池田さなえ「明治期日本における政治家ネットワーク形成」二六頁。
- 76 (1)―②。
- 77 (1)―⑬。
- 78 (5)―③。
- 79 (1)―⑬。
- 80 (5)―③。一例として、農具の貸与は新墾時以外しないこと、樹木の伐採を認めないこと、賞与として与えた馬が不妊であったり墮胎することになったりした場合には地主はその飼育料を負担しないことなど。
- 81 (5)―③。
- 82 (1)―⑭。
- 83 前掲『北海道農場調査』三九七頁。
- 84 (5)―③。
- 85 なぜこの時期に変化が認められるのかについては明確な根拠を見出すことはできなかったが、大谷家が「千岱野牧場」を返還する時期にあたることと何らかの関係があるかもしれない。
- 86 明治(一九)年七月三日付品川弥二郎宛片岡政次書簡(『品川文書』三、三九〜四三頁)、明治(一九)年九月五日付品川弥二郎宛片岡政次書簡(『品川文書』三、四三〜四七頁)、(1)―②。
- 87 前掲明治(一九)年七月三日付品川弥二郎宛片岡政次書簡。
- 88 (5)―③。
- 89 (5)―③。
- 90 前掲勝部真人『明治農政と技術革新』。



91 前掲明治(一九)年七月三日付品川弥二郎宛片岡政次書簡、及び前掲明治(一九)年九月五日付品川弥二郎宛片岡政次書簡。星野長太郎に関しては祖田修『前田正名』(吉川弘文館、一九九五年)一八七―一九〇頁、船津伝次平に関しては上野教育会『船津伝次平伝』(大野書店、一九〇七年)、矢板武に関しては『品川文書』七、二六五頁。

92 前掲明治(一九)年七月三日付品川弥二郎宛片岡政次書簡。

93 前掲明治(一九)年九月五日付品川弥二郎宛片岡政次書簡。

94 前掲明治(一九)年七月三日付品川弥二郎宛片岡政次書簡。

95 前掲西村卓『老農時代の技術と思想』。但し、船津伝次平は老農でありながら、西村氏が重視する林遠里のような近世的自然観に基づく農事改良とは一線を画し、後に主流となる農学士たちによる学理農法に親和的であった。

96 同右、第四章。

97 池田さなえ『皇室財産の政治史―明治二〇年代の御料地「処分」と宮中・府中』(人文書院、二〇一九年)。

98 同右、一〇四頁。

99 須々田黎吉「解題」(『明治農書全集 第一巻 稲作』農山漁村文化協会、一九八三年)。

100 品川と老農との出会いについては、いくつかの文献で明らかにされている。たとえば、三河の古橋源六郎暉児との出会いについては、池田さなえ「明治国家のなかの古橋父子」(新修豊田市史編さん専門委員会編『新修豊田市史4 通史編 近代』豊田市、二〇二二年、一四四―一四五頁)。品川と在来産業従事者や技術者との出会いも本文の推

測を裏付ける根拠の一つといえよう。川島織物(現・川島織物セルコン)の二代川島甚兵衛との出会いについては、池田さなえ「川島織物セルコン・川島織物文化館所蔵「二代・川島甚兵衛関係文書」品川弥二郎書翰」(『史林』一〇三―五、二〇二〇年)、水際の大隈建築において近代日本で長らく使用されてきたセメント代用土「服部人造石」の発明者、服部長七との出会いについては、樋口輝久・馬場俊介・天野武弘・片岡靖志「中国地方の人造石工法―服部長七をめぐる人間関係―」(『土木史研究 論文集』二六、二〇〇七年)一〇八、一一〇頁に詳しい。いずれも博覧会・共進会等勸業諸会にて品川に見出され、その後も長らく密接な関係が継続したことがわかるものであり、このような例は他にも少なくなかったと思われる。

101 (1)―(2)。

102 前掲の肥料に関しても、当時「老農農法」として全国的に評価が高まっていた「小柳津焼土肥料」(伴野泰弘「明治20年前後における「焼土肥料論争」の歴史の意味―小柳津勝五郎の農法をめぐって―」同志社大学『経済学論叢』七三―四、二〇二二年)ではなく、老農でありながら政府の中から学理農法を掲げ全国の老農たちと対立していくこととなる船津伝次平の「肌肥」を用いていることに、単純な「老農農法」と言い難い思想が見られる。

103 一色町誌編さん委員会編『二色町誌』(二色町役場、一九七〇年)七四五―七四六頁、宮川清編『愛知県農業団体史 農会編』(愛知県農業協同組合中央会、一九七三年)四〇〇―四〇一頁、愛知県史編さん委員会編『愛知県史 資料編28 近代5 農林水産業』(愛知県、

二〇〇〇年)一七六〜一八五頁。

104 (1) ⑨。

105 (1) ⑩、明治二九年二月二一日付差出人不明(太田伊八宛)書簡(西尾市立岩瀬文庫所蔵「太田伊八家文書」分類番号5・35・23)。「太田伊八家文書」には差出人・年月日不明ながら、片岡と太田が北海道の件につき頻繁に相談を重ねていたことわかる史料が残されている(同右5・55・24、5・99・5)。

106 (1) ⑩。

107 (5) ②。

108 同右。

109 「小柳津」姓は三河地域では珍しくない。「小柳津」姓としては、老農として「焼土肥料」(註<sup>102</sup>参照)で有名な小柳津勝五郎が想起されるが、同氏は八名郡出身で「養蚕家」でもないため別人と思われる。品川との関係から考えれば、品川の死に際し追悼歌を贈っている小柳津忠民が想起される(織田完之参閱、阿部信一纂編『品川子爵追悼録』警眼社、一九〇〇年、二九一頁)が、「愛知県庁文書」所収史料によれば忠民と治郎右衛門は別人物ということがわかる(前掲『愛知県史資料編28 近代5 農林水産業』一四一頁)。但し、血縁関係は不明である。

110 (5) ②。

111 岡田洋司「志賀重昂における郷土意識と国家意識」(愛知学泉大『現代マネジメント学部紀要』二二二、二〇一四年)。

112 『みかは』第一号、明治三二年六月(前掲「太田伊八家文書」分

類番号516)。

113 太田は自身も真宗大谷派の門徒であったと思われる(明治二八年二月付太田伊八宛三河別院納所通知状(前掲「太田伊八家文書」分類番号5・96・14)。ちなみに太田が品川に紹介した岡田藤兵衛もまた、真宗大谷派門徒であったと思われる(年不詳一二月三〇日付太田伊八宛岡田藤兵衛書簡(同右、分類番号5・25・36))。

114 『みかは』第四号(明治三二年七月一日)、第七号(同年九月一日)、第八号(同年九月一日)。

115 彼らの略歴については前掲池田さなえ「明治期日本における政治家ネットワーク形成」表4参照。

116 太田青萍(伊八)『興参策』森下熊男刊、明治三四年七月。

117 同右、八〜九頁。

118 「温和派」と称されるような政治的立場については、高久嶺之介「良民党」結成計画について」(『文化史学』三一、一九七五年)、村瀬信一「吏党」大成会の動向」(『日本歴史』四五四、一九八六年)、佐々木隆『藩閥政府と立憲政治』(吉川弘文館、一九九二年)。

119 「品川子爵懇親会参会人名」、明治二六年一月二一日付太田伊八宛川崎村役場書簡、「懇親会出席人名記」、「通知書」、「人名届」、「通知」、「懇親会出席員」、「廻文 品川子爵懇心會出席人名につき」、「記(品川子爵懇心会出席人名通知)」、「通知 品川子爵懇心会出席人数報告」、「廻文 品川子爵懇心会出席人名につき」、「廻文 品川子爵懇心会出席人名につき」、「届(出席者人数につき)」、「通知 出席者につき」、「懇親會出席人(出席人数につき)」(前掲「太田伊

八家文書」分類番号5・10・3、5・10・5、5・12・2・14)。  
懇親会には同郡内で二〇九名が出席したことがわかる。

120 (1) - ⑫。

121 伴野泰弘「林遠里法の選択的受容 - 愛知県の場合」(『名古屋文理短期大学紀要』二二、一九九七年) 一一五頁。

122 伴野泰弘「明治10年代の愛知県における「農事改良運動」の展開(1) - 「老農時代」をめぐって - 「同(2)」同(3)」(名古屋大学経済学部『経済科学』三四・三、三五・二、三六・一、一九八七年、一九八八年、一九八八年)、同「明治農法形成過程における一問題 - 「稲作論争」前後における塩水選と林遠里法の共生 - 」(『農業史研究』二三、一九九〇年)、同「愛知県における明治農法の展開 - 牛馬耕の導入・普及の地域差をめぐって - 」(『社会経済史学』五八・二、一九九二年)。

123 内田和義「実業教師と林遠里」『福岡県地域史研究』六、一九八七年。

124 前掲伴野泰弘「愛知県における明治農法の展開」二〇頁。

125 前掲『二色町誌』二九四〜二九五頁。

126 前掲伴野泰弘「林遠里法の選択的受容」一一〇頁。

127 前掲伴野泰弘「愛知県における明治農法の展開」。

128 註1参照。

129 前掲旗手勲『日本における大農場の生成と展開』一三七頁。

130 岡田義治「磯忍」『青木農場と青木周蔵那須別邸』(随想舎、二〇〇一年) 五九〜七三頁。

131 前掲旗手勲『日本における大農場の生成と展開』一九五、二三三頁。

【付記】本稿作成にあたっては、品川芳昭氏、及び滋賀大学経済学部教授宇佐美英機氏、及び滋賀大学経済学部・同大学院経済学研究科附属史料館のご協力を賜りました。ここに深甚なる謝意を表します。また、本研究は「一般財団法人伊藤忠兵衛基金 2019年度学術研究助成金」の助成を受けて行つたものです。併せて謝辞といたします。

(二〇二三年九月一二日受理)

(いけだ さなえ 文学部准教授)

